



税 務 統 計

令和6年度版
(2024年度)

吹田市税務部

目 次

I. <市の概況>

(1) 吹田市の概要	1
(2) 基準財政需要額、基準財政収入額比較表	1
(3) 令和5年度一般会計款別歳入歳出決算額	2
(4) 令和5年度一般会計款別歳入歳出決算図表	3

II. <税務機構>

(1) 税務部事務分掌	4
(2) 税務職員数	5
(3) 税務職員の手当	5
(4) 特別土地保有税審議会の構成	6
(5) 市税審議会の構成	6
(6) 固定資産評価員	6
(7) 固定資産評価審査委員会の構成	6

III. <市税総括>

(1) 市税年度別収入状況及び伸長率	7
(2) 市税予算・調定・収入及び収入率の推移	13
(3) 市税年度別負担額	14
(4) 市税の徴収に要する経費	16
(5) 令和6年度市税一覧表	18
(6) 税率の変遷	20
(7) 所得控除額の変遷	35

IV. <市民税>

(1) 個人市民税納税義務者数の推移	40
(2) 特別徴収義務者数の推移	40
(3) 個人市民税調定額推移（現年課税分）	40
(4) 退職所得の分離課税に係る所得割額等の推移	41
(5) 分離譲渡所得に係る調定額等の推移	41
(6) 市民税申告に関する調	41
(7) 個人市民税と府民税の収入額の推移（現年課税分）	41
(8) 令和6年度所得割納税義務者課税標準額段階別調	42
(9) 令和6年度市民税等の納税義務者等に関する調	43
(10) 令和6年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	44
(11) 法人市民税調定額等の推移（現年課税分）	45
(12) 令和5年度業種別法人社数	45
(13) 令和5年度資本金等別法人社数	46

V. <固定資産税・都市計画税>

(1) 納税義務者の推移	47
(2) 土地・家屋異動申告件数	47
(3) 土地に関する概要	48
(4) 農地に関する概要	50
(5) 家屋に関する概要	51
(6) 家屋の種類別1㎡当りの平均価格	51
(7) 償却資産に関する概要	52
(8) 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調	53
(9) 償却資産の課税標準の特例を受けるもの	53
(10) 審査の申出状況	54
(11) 交付金の状況	54

VI. <諸税>

(1) 軽自動車税 (種別割)	
(ア) 令和6年度車種別調定内訳	55
(イ) 車種別台数及び構成比の推移	56
(2) 市たばこ税	57
(3) 入湯税	57
(4) 事業所税	58
(5) 特別土地保有税	58

VII. <納税>

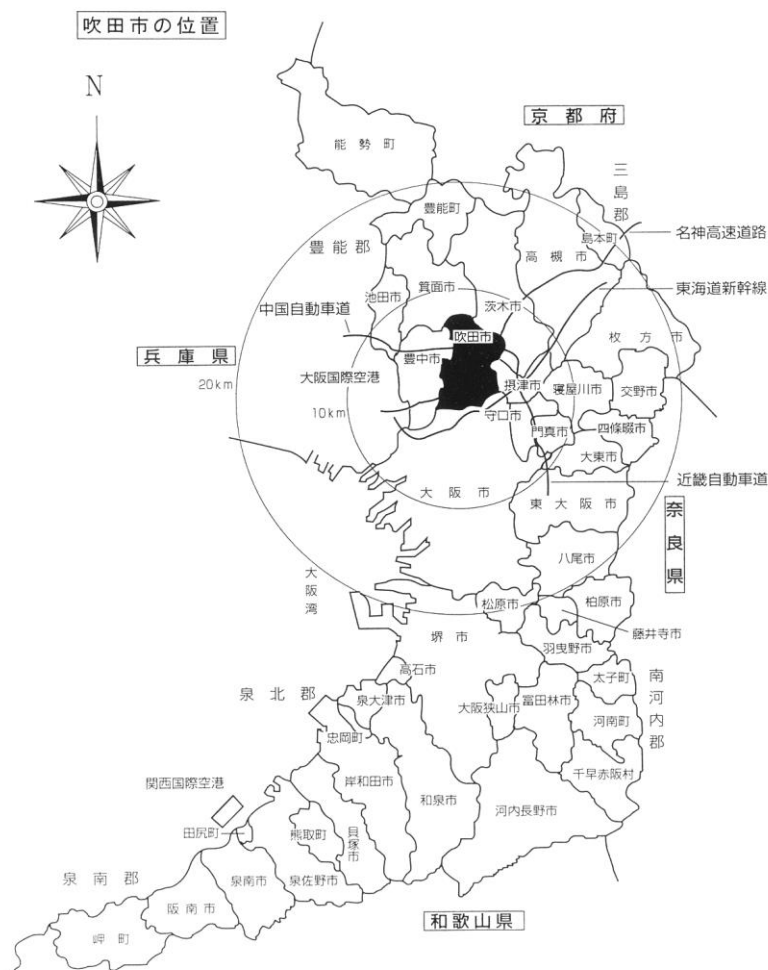
(1) 不納欠損額	59
(2) 市税口座振替加入状況	60
(3) 財産差押状況	61

VIII. <税外収入>

(1) 証明・閲覧等の状況	62
(2) 督促手数料及び延滞金に関する調	63
(3) 個人府民税徴収取扱事務費委託金	63
(4) 市町村交付金調整金	63

I. 市の概況

(1) 吹田市の概要



市制施行
昭和15年(1940年)4月1日
市役所の住所
大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
面積
36.09km ²
広ぼう
東西 6.3km 南北 9.6km

人口
382,336 人
世帯数
184,802 世帯

※令和6年3月31日現在

(2) 基準財政需要額、基準財政収入額比較表

区分 年度	基準財政需要額 (千円)	基準財政収入額 (千円)	財政力指数	
			単年度	3か年平均
令和元	54,025,452	53,485,093	0.99000	0.98966
2	56,827,570	55,936,325	0.98432	0.98779
3	58,168,480	55,019,494	0.94586	0.97339
4	60,221,931	57,520,219	0.95514	0.96177
5	62,055,717	59,177,518	0.95362	0.95154
6	64,075,522	61,456,675	0.95913	0.95596

(3) 令和5年度一般会計款別歳入歳出決算額

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款 別	収 入 済 額	構 成 比 (%)	款 別	支 出 済 額	構 成 比 (%)
1 市 税	71,766,410	44.1	1 議 会 費	717,128	0.4
2 地 方 譲 与 税	603,597	0.4	2 総 務 費	14,589,574	9.0
3 利 子 割 交 付 金	67,715	0.0	3 民 生 費	78,361,930	48.5
4 配 当 割 交 付 金	678,014	0.4	4 衛 生 費	15,919,302	9.9
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	730,851	0.4	5 労 働 費	183,953	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,086,047	0.7	6 農 業 費	69,861	0.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	8,913,747	5.5	7 商 工 費	1,269,166	0.8
8 環 境 性 能 割 交 付 金	158,594	0.1	8 土 木 費	15,471,029	9.6
9 地 方 特 例 交 付 金	340,759	0.2	9 消 防 費	8,839,111	5.5
10 地 方 交 付 税	3,210,421	2.0	10 教 育 費	19,438,453	12.0
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	33,305	0.0	11 公 債 費	6,680,584	4.1
12 分 担 金 及 び 負 担 金	849,720	0.5	12 諸 支 出 金	83,258	0.1
13 使 用 料 及 び 手 数 料	2,719,685	1.7	13 予 備 費	0	0.0
14 国 庫 支 出 金	37,192,111	22.9	14 災 害 復 旧 費	1,738	0.0
15 府 支 出 金	11,441,231	7.0			
16 財 産 収 入	166,714	0.1			
17 寄 附 金	1,467,455	0.9			
18 繰 入 金	4,641,867	2.9			
19 諸 収 入	3,768,333	2.3			
20 市 債	9,839,900	6.0			
21 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,214	0.0			
22 繰 越 金	3,057,379	1.9			
歳 入 合 計	162,741,069	100.0	歳 出 合 計	161,625,087	100.0

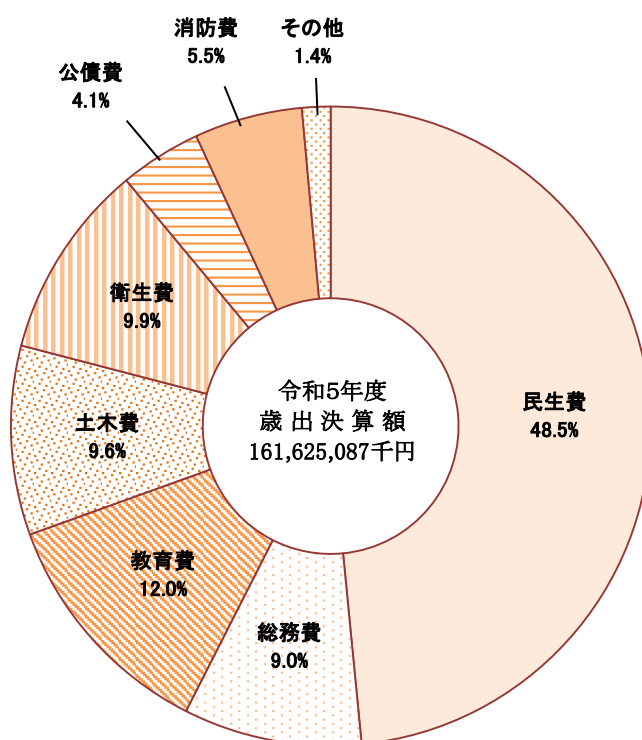
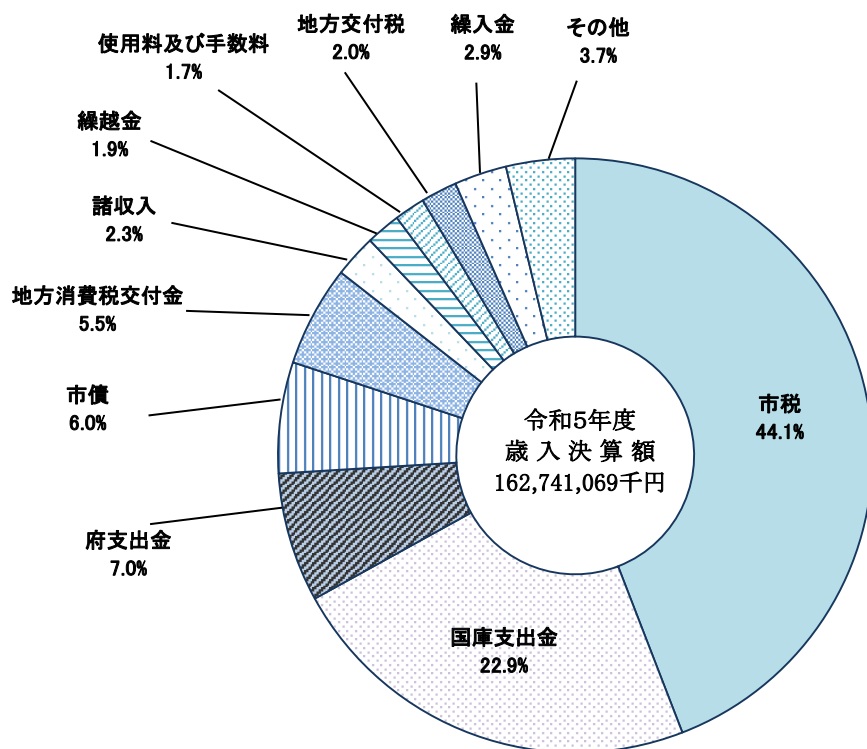
(合計数値は四捨五入の関係上、各集計の合計と一致しない場合があります。)

(単位:千円)

歳 入 歳 出 差 引 額	1,115,982
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	583,087
実 質 収 支 額	532,895
単 年 度 収 支	△ 787,002

(上記数値は四捨五入の関係上、各集計の合計と一致しない場合があります。)

(4) 令和5年度一般会計款別歳入歳出決算図表



Ⅱ. 税務機構

(1) 税務部事務分掌

課	事 務 分 掌
市 民 税 課	(1) 税務の調査、研究及び企画に関する事項 (2) 吹田市市税条例及び吹田市市税条例施行規則の原案の作成に関する事項 (3) 個人の市民税及び府民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税並びに森林環境税(以下この項において「市民税等」という。)の賦課に関する事項 (4) 市民税等の減免に関する事項 (5) 市民税等に係る犯則の取締りに関する事項 (6) 市税、個人の府民税及び森林環境税(以下「市税等」という。)の調定の集計及び会計管理者への通知に関する事項 (7) 個人の府民税の払込み、報告及び徴収委託金に関する事項 (8) 森林環境税の払込み及び報告に関する事項 (9) 税務統計の報告に関する事項 (10) 所得証明に関する事項 (11) 市税等の納税証明に関する事項 (12) 納税意識の啓発に関する事項 (13) 市税審議会に関する事項 (14) 部内の総合調整及び庶務に関する事項
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税(次号及び第6号において「固定資産税等」という。)の賦課に関する事項 (2) 固定資産税等の減免に関する事項 (3) 固定資産課税台帳記載事項等に係る証明及び閲覧に関する事項 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 (5) 固定資産の調査及び評価に関する事項 (6) 固定資産税等に係る犯則の取締りに関する事項 (7) 固定資産評価員の事務に関する事項
納 税 課	(1) 市税等の収入消込みに関する事項 (2) 市税等の督促状の発付に関する事項 (3) 市税等の過誤納金の還付、充当及び委託納付に関する事項 (4) 市税等の滞納繰越に関する事項 (5) 納税貯蓄組合に関する事項 (6) 市税等の収入状況の報告に関する事項 (7) 市税等の口座振替に関する事項 (8) 市税等の納税猶予等に関する事項 (9) 市税等の滞納整理に関する事項 (10) 市税等の滞納処分及び滞納処分の停止に関する事項 (11) 市税等の不納欠損に関する事項 (12) 市税等の有価証券の取立委任に関する事項 (13) 市税等の領収証書等の管理に関する事項
管 理 課 債 権	(1) 債権の管理に係る企画及び調整に関する事項 (2) 滞納債権に係る助言及び指導に関する事項 (3) 強制徴収公債権の滞納整理に関する事項(他の課等から移管を受けたものに限る。)

※ 資産税課(3)固定資産課税台帳記載事項等に係る証明及び閲覧に関する事項のうち、証明に関する事項については令和6年10月1日に市民税課に移管

(2) 税務職員数

(単位:人)

部	部長	次長	課	課長	課長代理	担当	主査	主任	係員	小計	合計
税 務 部	1	1	市民税課	1	1	税制グループ	2	2	2	6	45
						諸税グループ	2	1	2	5	
						個人課税グループ	4	12	8	24	
				参事 1	主幹 3	法人課税グループ	1	1 (再任)	0	2	
				2	4		9	16	12	37	
			資産税課	1	1	賦課・証明担当	2	6	2	10	34
						土地担当	2	0	5	7	
				参事 1	主幹 2 (再任1)	家屋担当	4	5 (再任1)	3	12	
				2	3		8	11	10	29	
			納税課	1	1	管理グループ	4	8 (再任2)	3	15	33
						管理グループ(標準化担当)	1	0	0	1	
					主幹 3 (再任2)	納税グループ	3	3	6	12	
					1	4		8	11	9	
			債権管理課	1	1	庶務・企画担当	1	0	0	1	8
						滞納整理担当	1	2	0	3	
					主幹 1	システム導入担当	0	1	0	1	
	1	2			2	3	0	5			
合計	1	1		6	13			99		120	

(令和6年9月1日現在)

- (注) 1. 固定資産評価員は上記に含まず。
 2. 担当員欄の(再任)は再任用職員、職員数を含む。
 3. 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで地方税共同機構に派遣中の市民税課所属職員1名は上記に含まず。

(3) 税務職員の手当

区 分	種 類 及 び 基 準	
市税等徴収業務 特殊勤務手当	市税徴収手当	
	1 件数割	(1) 現年課税分 徴収1件につき 5円 (2) 滞納繰越分 徴収1件につき 20円
	2 差押え	1件につき 300円
	3 金額割	(1) 現年課税分 徴収金額の 1/1,000 (2) 滞納繰越分 徴収金額の 3/1,000 (3) 延滞金分 徴収金額の 20/1,000
	※ 徴収手当は月額30,000円を限度とする	

(4) 特別土地保有税審議会の構成

平成15年6月17日付で廃止

(5) 市税審議会の構成

◎印は会長、○印は副会長

委員氏名	所属
◎ 石田 和之	関西大学
大川 雅子	近畿税理士会吹田支部
徳原 秀樹	連合大阪北大阪地域協議会 吹撰地区協議会
番田 晶子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部(NACS西日本支部)
三浦 晴彦	大阪学院大学
○ 山口 淳	吹田商工会議所
渡辺 裕美子	吹田青年会議所

(令和6年9月1日現在)

(6) 固定資産評価員

固定資産評価員	中川 明仁
---------	-------

(令和4年4月1日就任)

(7) 固定資産評価審査委員会の構成

役職	氏名	就任日
委員長	田 中 義 久	令和2年3月30日
委員長職務代理	永 田 絵 理	令和3年9月12日
委員	永 井 秀 人	令和6年6月28日
事務局	事務局長 (農業委員会事務局長兼務) 書記 3名 (市民税課職員兼務)	

(令和6年9月1日現在)

Ⅲ.市税総括

(1) 市税年度別収入状況及び伸長率

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		令和元年度 (68,084,527,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	均 等 割	629,446,300	624,550,380	99.2	101.9	
		所 得 割	27,714,072,026	27,505,477,562	99.2	100.9	
		計	28,343,518,326	28,130,027,942	99.2	101.0	
	法 人	均 等 割	1,204,392,200	1,200,810,431	99.7	99.7	
		法 人 税 割	4,027,664,500	4,015,686,539	99.7	105.4	
		計	5,232,056,700	5,216,496,970	99.7	104.0	
小	計	33,575,575,026	33,346,524,912	99.3	101.4		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,584,525,400	9,538,058,612	99.5	100.4	
		家 屋	12,725,394,900	12,662,048,250	99.5	103.1	
		償 却 資 産	3,058,720,500	3,057,744,600	100.0	106.0	
		計	25,368,640,800	25,257,851,462	99.6	102.4	
	交 付 金	646,747,300	646,747,300	100.0	99.0		
小	計	26,015,388,100	25,904,598,762	99.6	102.3		
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	3,835,800	3,835,800	100.0	-		
	種 別 割	268,510,600	261,442,270	97.4	103.1		
	小 計	272,346,400	265,278,070	97.4	104.6		
市 た ば こ 税		1,697,908,805	1,697,908,805	100.0	100.3		
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-		
現 年 課 税 分 合 計		61,561,218,331	61,214,310,549	99.4	101.8		
滞 納 繰 越 分	市 民 税	672,558,881	219,831,006	32.7	95.7		
	固 定 資 産 税	318,532,526	116,783,628	36.7	76.3		
	軽 自 動 車 税	24,208,129	7,229,451	29.9	132.7		
	市 た ば こ 税	5,362	5,362	100.0	-		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
	合 計	1,015,304,898	343,849,447	33.9	88.5		
普 通 税 合 計		62,576,523,229	61,558,159,996	98.4	101.7		
事 業 所 税		1,071,247,800	1,068,061,800	99.7	102.1		
入 湯 税		23,241,300	23,241,300	100.0	97.1		
都 市 計 画 税		5,707,277,400	5,679,049,515	99.5	101.4		
滞 納	事 業 所 税	0	0	0.0	-		
	都 市 計 画 税	82,168,593	30,180,036	36.7	76.0		
市 税 合 計		69,460,458,322	68,358,692,647	98.4	101.7		

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		令和2年度 (67,402,278,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個人	均 等 割	641,279,800	636,826,597	99.3	102.0	
		所 得 割	28,440,996,175	28,248,637,446	99.3	102.7	
		計	29,082,275,975	28,885,464,043	99.3	102.7	
	法人	均 等 割	1,204,864,800	1,186,325,633	98.5	98.8	
		法 人 税 割	3,267,080,400	3,216,810,072	98.5	80.1	
	計	4,471,945,200	4,403,135,705	98.5	84.4		
	小 計	33,554,221,175	33,288,599,748	99.2	99.8		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,658,951,900	9,363,823,485	96.9	98.2	
		家 屋	13,066,738,100	12,667,332,746	96.9	100.0	
		償 却 資 産	3,036,043,400	2,717,404,200	89.5	88.9	
		計	25,761,733,400	24,748,560,431	96.1	98.0	
	交 付 金	642,775,900	642,775,900	100.0	99.4		
	小 計	26,404,509,300	25,391,336,331	96.2	98.0		
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	11,275,900	11,275,900	100.0	294.0		
	種 別 割	275,350,500	269,299,010	97.8	103.0		
	小 計	286,626,400	280,574,910	97.9	105.8		
市	た ば こ 税	1,641,485,063	1,641,452,277	100.0	96.7		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
	現 年 課 税 分 合 計	61,886,841,938	60,601,963,266	97.9	99.0		
滞 納 繰 越 分	市 民 税	628,234,568	220,058,262	35.0	100.1		
	固 定 資 産 税	281,569,183	122,358,705	43.5	104.8		
	軽 自 動 車 税	21,945,108	7,521,891	34.3	104.0		
	市 た ば こ 税	0	0	0.0	0.0		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
	合 計	931,748,859	349,938,858	37.6	101.8		
	普 通 税 合 計	62,818,590,797	60,951,902,124	97.0	99.0		
	事 業 所 税	1,092,825,900	1,077,525,300	98.6	100.9		
	入 湯 税	16,060,800	16,060,800	100.0	69.1		
	都 市 計 画 税	5,801,116,300	5,623,631,138	96.9	99.0		
滞 納	事 業 所 税	3,186,000	3,186,000	100.0	-		
	都 市 計 画 税	72,342,576	31,556,328	43.6	104.6		
	市 税 合 計	69,804,122,373	67,703,861,690	97.0	99.0		

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		令和3年度 (67,417,331,000)		
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率
市 民 税	個 人	均 等 割	647,269,700	643,897,835	99.5	101.1
		所 得 割	28,762,351,963	28,604,547,225	99.5	101.3
		計	29,409,621,663	29,248,445,060	99.5	101.3
	法 人	均 等 割	1,202,473,500	1,200,304,091	99.8	101.2
		法 人 税 割	2,802,803,400	2,797,746,799	99.8	87.0
		計	4,005,276,900	3,998,050,890	99.8	90.8
小	計	33,414,898,563	33,246,495,950	99.5	99.9	
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,691,942,200	9,653,614,636	99.6	103.1
		家 屋	12,927,684,500	12,875,856,275	99.6	101.6
		償 却 資 産	2,905,513,300	2,904,340,800	100.0	106.9
		計	25,525,140,000	25,433,811,711	99.6	102.8
	交 付 金	628,789,000	628,789,000	100.0	97.8	
小	計	26,153,929,000	26,062,600,711	99.7	102.6	
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	12,361,300	12,361,300	100.0	109.6	
	種 別 割	282,402,700	276,528,973	97.9	102.7	
	小	計	294,764,000	288,890,273	98.0	103.0
市	た ば こ 税	1,767,901,461	1,767,901,461	100.0	107.7	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-	
現 年 課 税 分 合 計		61,631,493,024	61,365,888,395	99.6	101.3	
滞 納 繰 越 分	市 民 税	610,514,095	253,718,997	41.6	115.3	
	固 定 資 産 税	1,158,640,943	1,024,072,733	88.4	836.9	
	軽 自 動 車 税	18,317,258	6,403,730	35.0	85.1	
	市 た ば こ 税	32,786	1,001	3.1	-	
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-	
合 計		1,787,505,082	1,284,196,461	71.8	367.0	
普 通 税 合 計		63,418,998,106	62,650,084,856	98.8	102.8	
事 業 所 税		1,048,154,900	1,045,790,700	99.8	97.1	
入 湯 税		14,800,125	9,744,050	65.8	60.7	
都 市 計 画 税		5,768,938,600	5,745,890,405	99.6	102.2	
滞 納	事 業 所 税	15,300,600	14,536,800	95.0	456.3	
	都 市 計 画 税	214,936,761	180,832,217	84.1	573.0	
市 税 合 計		70,481,129,092	69,646,879,028	98.8	102.9	

(単位:円、%)

税目		年度(予算額)		令和4年度 (69,937,041,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個人	均 等 割	658,710,800	654,740,412	99.4	101.7	
		所 得 割	29,401,397,257	29,213,420,492	99.4	102.1	
		計	30,060,108,057	29,868,160,904	99.4	102.1	
	法人	均 等 割	1,255,720,000	1,253,725,282	99.8	104.5	
		法 人 税 割	3,191,309,100	3,186,239,688	99.8	113.9	
小計	計	4,447,029,100	4,439,964,970	99.8	111.1		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,744,772,700	9,709,097,913	99.6	100.6	
		家 屋	13,574,907,300	13,525,103,411	99.6	105.0	
		償 却 資 産	2,906,357,300	2,905,968,800	100.0	100.1	
		計	26,226,037,300	26,140,170,124	99.7	102.8	
	交 付 金	581,325,200	581,325,200	100.0	92.5		
	小計	計	26,807,362,500	26,721,495,324	99.7	102.5	
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	19,787,700	19,787,700	100.0	160.1		
	種 別 割	290,744,700	284,420,741	97.8	102.9		
	小計	310,532,400	304,208,441	98.0	105.3		
市 た ば こ 税		1,863,214,817	1,863,214,817	100.0	105.4		
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0	-		
現 年 課 税 分 合 計		63,488,246,874	63,197,044,456	99.5	103.0		
滞 納 繰 越 分	市 民 税	491,448,696	174,592,286	35.5	68.8		
	固 定 資 産 税	218,224,191	89,916,153	41.2	8.8		
	軽 自 動 車 税	16,061,365	5,364,550	33.4	83.8		
	市 た ば こ 税	31,785	0	0.0	0.0		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
合 計	725,766,037	269,872,989	37.2	21.0			
普 通 税 合 計		64,214,012,911	63,466,917,445	98.8	101.3		
事 業 所 税		1,059,850,400	1,057,727,800	99.8	101.1		
入 湯 税		16,874,775	16,874,775	100.0	173.2		
都 市 計 画 税		5,965,829,100	5,943,907,349	99.6	103.4		
滞 納	事 業 所 税	3,128,000	1,926,222	61.6	13.3		
	入 湯 税	5,020,600	5,020,600	100.0	-		
	都 市 計 画 税	55,197,979	22,660,125	41.1	12.5		
市 税 合 計		71,319,913,765	70,515,034,316	98.9	101.2		

(単位:円、%)

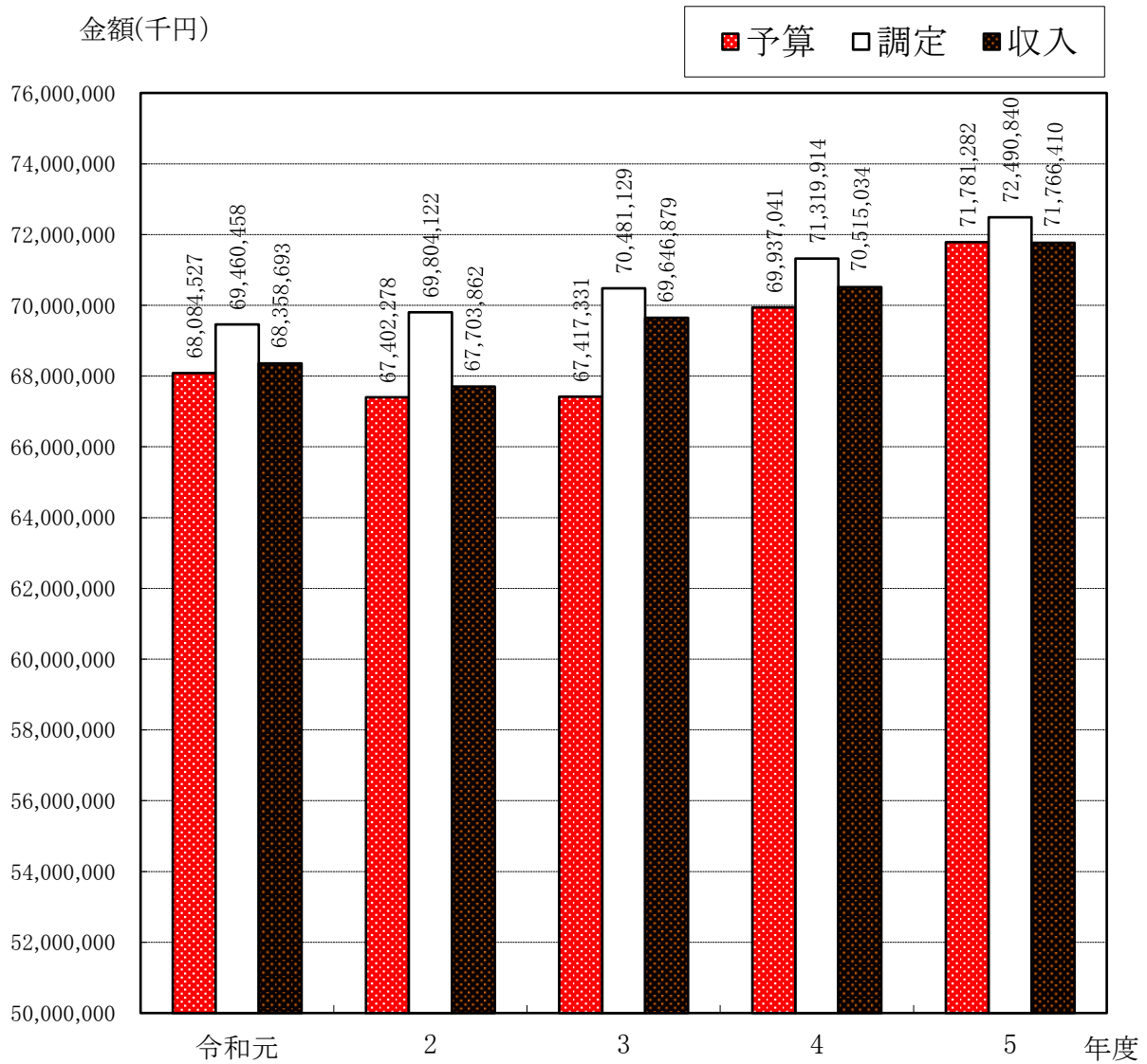
税目		年度(予算額)		令和5年度 (71,781,282,000)			
		項目		調 定 額	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個人	均 等 割	670,986,200	667,010,817	99.4	101.9	
		所 得 割	29,786,721,804	29,612,714,323	99.4	101.4	
		計	30,457,708,004	30,279,725,140	99.4	101.4	
	法人	均 等 割	1,252,495,900	1,250,241,064	99.8	99.7	
		法 人 税 割	3,469,059,000	3,462,813,741	99.8	108.7	
	計	4,721,554,900	4,713,054,805	99.8	106.2		
	小 計	35,179,262,904	34,992,779,945	99.5	102.0		
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	土 地	9,856,059,300	9,828,631,273	99.7	101.2	
		家 屋	13,853,144,000	13,814,017,402	99.7	102.1	
		償 却 資 産	2,962,537,400	2,961,773,900	100.0	101.9	
		計	26,671,740,700	26,604,422,575	99.7	101.8	
	交 付 金	587,984,900	587,984,900	100.0	101.1		
	小 計	27,259,725,600	27,192,407,475	99.8	101.8		
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	18,267,300	18,267,300	100.0	92.3		
	種 別 割	297,783,100	292,551,937	98.2	102.9		
	小 計	316,050,400	310,819,237	98.3	102.2		
市	た ば こ 税	1,834,498,880	1,834,498,880	100.0	98.5		
特 別	土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
	現 年 課 税 分 合 計	64,589,537,784	64,330,505,537	99.6	101.8		
滞 納 繰 越 分	市 民 税	473,780,049	174,907,067	36.9	100.2		
	固 定 資 産 税	203,115,709	94,177,907	46.4	104.7		
	軽 自 動 車 税	15,688,272	6,027,791	38.4	112.4		
	市 た ば こ 税	31,785	0	0.0	-		
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0.0	-		
	合 計	692,615,815	275,112,765	39.7	101.9		
	普 通 税 合 計	65,282,153,599	64,605,618,302	99.0	101.8		
	事 業 所 税	1,061,153,800	1,059,614,200	99.9	100.2		
	入 湯 税	18,415,575	18,415,575	100.0	109.1		
	都 市 計 画 税	6,074,567,200	6,057,306,920	99.7	101.9		
滞 納	事 業 所 税	2,914,400	1,493,100	51.2	77.5		
	入 湯 税	0	0	0.0	0.0		
	都 市 計 画 税	51,635,564	23,962,199	46.4	105.7		
市	税 合 計	72,490,840,138	71,766,410,296	99.0	101.8		

(単位:千円、%)

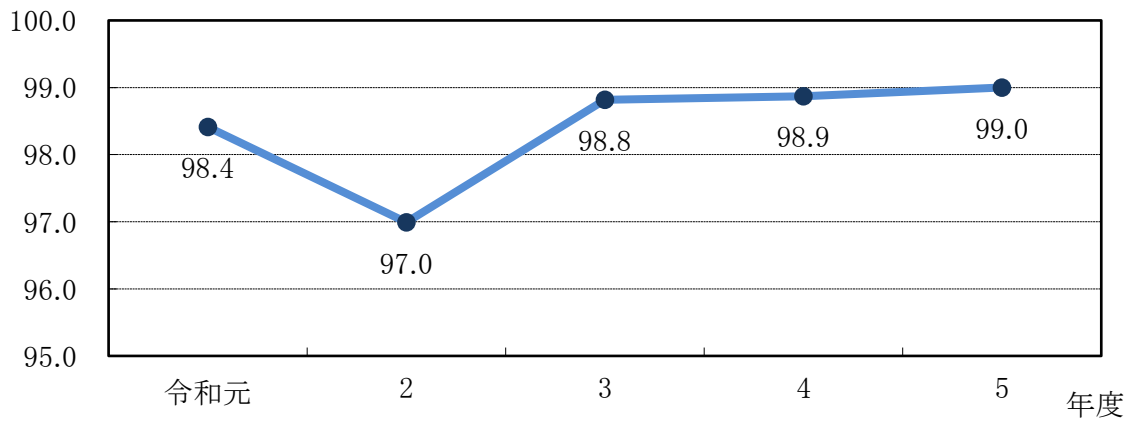
税目		年度		令和6年度当初予算額	
		項目		予算額	当初予算前年度比
市 民 税	個人	均等割		587,646	89.3
		所得割		28,515,146	96.8
		計		29,102,792	96.7
	法人	均等割		1,253,040	100.9
		法人税割		3,633,518	119.8
小計			4,886,558	114.3	
固定資産税	純固定資産税	土地		9,982,543	102.9
		家屋		13,769,386	100.6
		償却資産		2,967,516	105.0
		計		26,719,445	101.9
	交付金			571,098	97.1
小計			27,290,543	101.8	
軽自動車税	環境性能割		16,628	88.0	
	種別割		297,524	103.3	
	小計		314,152	102.4	
市たばこ税			1,893,624	107.4	
特別土地保有税			0	-	
現年課税分合計			63,487,669	100.4	
滞納繰越分	市民税		165,915	86.1	
	固定資産税		81,017	64.7	
	軽自動車税		5,094	105.1	
	特別土地保有税		0	-	
合計			252,026	78.1	
普通税合計			63,739,695	100.3	
入湯税			20,079	122.0	
事業所税			1,046,269	99.9	
都市計画税			6,105,206	101.8	
滞納	入湯税		0	0.0	
	事業所税		0	0.0	
	都市計画税		20,627	69.4	
市税合計			70,931,876	100.4	

(2) 市税予算・調定・収入及び収入率の推移

金額(千円)



収入率(%)



(3) 市税年度別負担額

(その1) 1世帯当りの市税年度別負担額

(単位:円)

年度 区別	令和元	2	3	4	5
市民税	192,664	189,152	186,738	188,806	190,299
固定資産税	149,358	144,021	150,987	146,802	147,653
軽自動車税	1,564	1,626	1,646	1,695	1,715
市たばこ税	9,746	9,266	9,855	10,202	9,927
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	6,130	6,100	5,911	5,802	5,742
都市計画税	32,770	31,923	33,037	32,669	32,907
合計	392,365	382,179	388,228	386,096	388,342
世帯数	世帯 174,222	世帯 177,152	世帯 179,397	世帯 182,636	世帯 184,802

(注)1.数値は収入済額を、年度末現在の世帯数で除したものです。

2.固定資産税は、交付金を含みます。

3.合計には入湯税を含みます。

(その2) 1人当たりの市税年度別負担額

(単位:円)

年度 区別	令和元	2	3	4	5
市民税	89,755	88,896	88,442	90,449	91,981
固定資産税	69,580	67,686	71,510	70,327	71,368
軽自動車税	729	764	780	812	829
市たばこ税	4,540	4,355	4,667	4,887	4,798
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	2,856	2,867	2,799	2,780	2,775
都市計画税	15,266	15,003	15,647	15,651	15,906
合計	182,788	179,613	183,871	184,963	187,705
人口	人 373,978	人 376,944	人 378,781	人 381,238	人 382,336

(注)1.数値は収入済額を、年度末現在の人口で除したものです。

2.固定資産税は、交付金を含みます。

3.合計には入湯税を含みます。

(4) 市税の徴収に要する経費(課税状況調より)

(単位:千円)

区 分		年 度		
		令和元	2	
税収入額	A 市 税	68,379,527	67,724,631	
	B 個人 の 府 民 税	18,795,306	19,296,891	
	C 税 収 入 額 計	87,174,833	87,021,522	
徴 税 費	人 件 費	D 基 本 給	424,718	420,324
		E 諸 手 当 (注1)	234,727	234,268
		① 超 過 勤 務 手 当	39,230	41,497
		② 税 務 特 別 手 当	2,478	1,776
		③ その他の手当	193,019	190,995
		F+G+H そ の 他 (注2)	144,904	149,243
		I 小 計	804,349	803,835
	需 用 費	J 旅 費	1,065	822
		K 賃 金	42,118	26,942
		L そ の 他	303,033	201,824
		M 小 計	346,216	229,588
	報 奨 金 等	N 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0
		O 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0
		P 納 税 奨 励 金	0	0
		Q そ の 他	3	3
		R 小 計	3	3
	人件費、需用費、報奨金等の合計 (I + M + R)		1,150,568	1,033,426
	S そ の 他		45,737	49,181
	T 徴 税 費 合 計		1,196,305	1,082,607
	府 民 税 徴 収 取 扱 費	U 納 税 義 務 者 数 等 を 基 準 に した 金 額	540,493	551,817
V 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額		0	0	
W 府 民 税 徴 収 取 扱 費 計		540,493	551,817	
市税に係る 徴 税 費	X T - W	655,812	530,790	
税収入額に 対 する 徴 税 費 の 割 合 (%)	府 民 税 を 含 め た 場 合 $\frac{T}{C}$	1.4	1.2	
	市 税 の み の 場 合 $\frac{X}{A}$	1.0	0.8	

(注) 1. 諸手当の②は税務特殊勤務手当、③は管理職手当+その他の手当の合計です。

2. 人件費のうち、その他については、課税状況調の「共済組合負担金等(F)」、「報酬(G)」及び「その他(H)」の合計です。

(単位:千円)

区 分		年 度			
		3	4	5	
税収入額	A 市 税	69,667,524	70,539,746	71,787,230	
	B 個 人 の 府 民 税	19,533,224	19,918,265	20,181,210	
	C 税 収 入 額 計	89,200,748	90,458,011	91,968,440	
徴 税 費	人 件 費	D 基 本 給	437,903	433,620	466,666
		E 諸 手 当 (注1)	234,142	216,165	236,509
		㊦ 超 過 勤 務 手 当	41,081	31,368	28,471
		㊧ 税 務 特 別 手 当	1,975	1,446	1,621
		㊨ その他の手当	191,086	183,351	206,417
		F+G そ の 他 (注2)	154,385	160,497	168,947
	H 小 計	826,430	810,282	872,122	
	物 件 費	I 旅 費	330	453	565
		J そ の 他	153,594	330,927	375,375
		K 小 計	153,924	331,380	375,940
	報 奨 金 等	L 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0	0
		M 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
		N 納 税 奨 励 金	0	0	0
		O そ の 他	3	3	3
	P 小 計	3	3	3	
	人件費、物件費、報奨金等の合計 (H + K + P)		980,357	1,141,665	1,248,065
	Q そ の 他		53,422	54,222	62,664
	R 徴 税 費 合 計		1,033,779	1,195,887	1,310,729
	府 民 税 徴 収 取 扱 費	S 納 税 義 務 者 数 等 を 基 準 に した 金 額	557,382	566,354	576,508
		T 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	0	0	0
U 府 民 税 徴 収 取 扱 費 計 合		557,382	566,354	576,508	
市 税 に 係 る 徴 税 費	V R - U	476,397	629,533	734,221	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 (%)	府 民 税 を 含 め た 場 合 $\frac{R}{C}$	1.2	1.3	1.4	
	市 税 の み の 場 合 $\frac{V}{A}$	0.7	0.9	1.0	

(注)1. 諸手当の㊧は税務特殊勤務手当、㊨は管理職手当+その他の手当の合計です。

2. 人件費のうち、その他については、課税状況調の「報酬(F)」及び「その他(G)」の合計です。

(5) 令和6年度市税一覧表

摘要 税目	納税義務者等	税率等	申告期限	納期
市民税 (個人)	賦課期日 1月1日 ・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割)	・個人均等割 3,000円 ・個人所得割 一律 6% 退職所得分離課税 6%	個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	普通徴収 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月16日～12月28日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 徴収の翌月10日 特例 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 年金特別徴収 2・4・6・8・10・12月分 徴収の翌月10日
市民税 (法人)	・市内に事務所又は事業所、を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割)	・法人均等割 資本金等の金額 従業員 年税率 50億円超 50人超 300万円 50億円超 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50億円以下 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 10億円以下 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 1億円以下 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人以下 5万円 上記以外の法人 5万円 ・法人税割 資本金又は出資金の金額 税率 1億5千万円超 8.4% 1億5千万円以下 6.0% ※R元年10月1日以後開始の事業年度より適用	法人税申告期限	申告期限と同じ
固定資産税	賦課期日 1月1日 固定資産の所有者 ・土地 ・家屋 ・償却資産	課税標準額の 1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・償却資産 1月31日	第1期5月16日～5月31日 第2期7月16日～7月31日 第3期9月16日～9月30日 第4期12月16日～1月6日
交付金	算定基準日 前年3月31日 貸付固定資産等を所有する国、地方公共団体	算定標準額の 1.4%		毎年6月30日
軽自動車税 (環境性能割)	3輪以上の軽自動車の取得者 ※売主が所有権を留保している場合は、買主(使用者)を取得者とみなします。 ※新車・中古車を問わず課税されます。 ※環境性能割の賦課徴収は、当分の間、大阪府が行います。	軽自動車の取得価額(課税標準額) × 税率 = 税額 免税点:取得価格が50万円以下 車種区分及び燃費条件 税率等 電気自動車等 R12年度燃費基準 80%達成 非課税 非課税 軽乗用車 R12年度燃費基準 70%達成 1% 0.5% R12年度燃費基準 60%達成 2% 1% 上記以外 2% 2% 軽貨物車 電気自動車等 R4年度燃費基準 105%達成 非課税 非課税 R4年度燃費基準 達成 1% 0.5% R4年度燃費基準 95%達成車 2% 1% 上記以外 2% 2% ※電気自動車等は、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車。 ※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。 ※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。 ※R12年燃費基準80%以上達成又は70%上達成車は、R2年燃費基準を達成しているものに限ります。	・新たに車両番号の指定を受ける軽自動車を取得した場合 車両番号の指定を受ける時 ・上記以外の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車を取得した場合 事由発生日から15日以内	申告期限と同じ

摘要 税目	納税義務者等	税率等		申告期限	納期				
軽自動車税 (種別割)	賦課期日 4月1日 軽自動車等の所有者 ※売主が所有権を留保している場合は、買主(使用者)を取得者とみなします。 ・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車	車種・排気量		年額	・納税義務の発生 後15日以内 ・納税義務が消滅 した日から30日 以内 5月1日～5月31日				
		原動機付 自転車	50cc以下	2,000円					
			特定小型	2,000円					
			50cc超 90cc以下	2,000円					
			90cc超 125cc以下	2,400円					
			ミニカー	3,700円					
		軽自動車	2 輪			3,600円			
				3 輪		旧税率		3,100円	
						新税率		3,900円	
						重課税率		4,600円	
						75%軽課		1,000円	
						50%軽課		2,000円	
			25%軽課	3,000円					
			4 輪	乗 用		自 家 用		旧税率	7,200円
								新税率	10,800円
								重課税率	12,900円
						75%軽課		2,700円	
						営 業 用		旧税率	5,500円
								新税率	6,900円
				重課税率				8,200円	
75%軽課	1,800円								
50%軽課	3,500円								
25%軽課	5,200円								
貨 物	自 家 用	旧税率		4,000円					
		新税率		5,000円					
		重課税率	6,000円						
	75%軽課	1,300円							
	営 業 用	旧税率	3,000円						
		新税率	3,800円						
重課税率		4,500円							
小型特殊自動 車	農耕作業用		2,400円						
	その他		5,900円						
2輪の小型自動車		6,000円							
市たばこ税	卸売販売業者等	千本につき6,552円		・前月の売渡しにつき 毎月末日までに申告納付					
特別土地 保有税	賦課期日 1月1日 一定規模の土地の所有者	(土地の取得価格)×1.4% -固定資産税相当額		5月31日	申告期限と同じ				
	平成15年度 より課税停止 賦課期日 1月1日・7月1日 一定規模の土地の取得者	5,000㎡未満 (土地の取得価格)×3% -不動産取得税相当額		2月末日 又は8月31日					
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	1人1日について 宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円		前月分を毎月15日までに申告納付					
事業所税	事業所等において事業を行う 法人又は個人	・資産制 床面積1㎡につき600円、 免税点1,000㎡以下 ・従業者割 給与総額の0.25%、 免税点100人以下		(法人) 事業年度終了の 日から2か月以内 (個人) 翌年3月15日	申告期限と同じ				
都市計画税	賦課期日 1月1日 土地・家屋の所有者	課税標準額の 0.3% 免税点は固定資産税と同じ		固定資産税と同じ					

(6) 税率の変遷(その1)

年度		昭和41	42	43	44	45	46	47	48			
市 民 税	個人均等割	市民税 400円		府民税 100円								
	個人所得割	市民税							市民税			
		15万円以下	2%	15万円超	3%	40万円超	4%	30万円以下	2%			
		70万円超	5%	100万円超	6%	150万円超	7%	80万円超	5%			
		250万円超	8%	400万円超	9%	600万円超	10%	250万円超	8%			
		1,000万円超	11%	2,000万円超	12%	3,000万円超	13%	1,000万円超	11%			
	5,000万円超	14%							5,000万円超	14%		
	府民税							府民税				
	150万円以下	2%	150万円超	4%							150万円以下	2%
	退職所得分離課税は法定税率による											
法人均等割	1,800円	資本金1,000万円を超える法人及び相互会社				4,000円						
		その他の法人				2,400円						
法人税割	100分の8.9					100分の9.1						
固定資産税	100分の1.4 (S26年度より)											
軽自動車税	原動機付自転車											
	50cc以下	500円	90cc以下	800円	125cc以下	1,000円						
	軽自動車											
	2輪	1,500円	3輪	2,000円	4輪乗用	4,500円	4輪貨物	2,500円				
	小型特殊自動車											
	農耕作業用	1,000円	その他	3,000円								
2輪の小型自動車	2,500円											
市たばこ消費税	100分の15	100分の18.1										
全国平均単価	2,932円	3,036円	3,164円	3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円				
電気税	100分の7							S48年10月より100分の6				
ガス税	100分の7							S48年10月より100分の6				
特別土地保有税								土地の保有 土地の取得				
事業所税												
都市計画税	100分の0.2											

49	50	51	52																																												
		市民税 1,200円	府民税 300円																																												
30万円超 3%	50万円超 4%																																														
110万円超 6%	150万円超 7%																																														
400万円超 9%	600万円超 10%																																														
2,000万円超 12%	3,000万円超 13%																																														
150万円超 4%																																															
法定税率による																																															
	資本金1億円超、 従業者数100人超	24,000円	資本金1億円超、 従業者数100人超																																												
	資本金1,000万円超1億円 以下又は資本金1億円超、 従業者数100人以下	12,000円	資本金1,000万円超1億円 以下又は資本金1億円超、 従業者数100人以下																																												
	上記以外の法人	7,200円	上記以外の法人																																												
S49年11月より100分の14.5 ただし資本金1億5千万円以下100分の12.1																																															
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">原動機付自転車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>650円</td> <td>90cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">軽自動車</td> </tr> <tr> <td>2輪</td> <td>2,000円</td> <td>3輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪乗用</td> <td>(自家用 5,900円 営業用 5,200円</td> <td colspan="2">S51年規制適合車 4,500円)</td> </tr> <tr> <td>4輪貨物</td> <td>(自家用 3,300円 営業用 2,900円</td> <td colspan="2">S51年規制適合車 2,500円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,300円</td> <td>その他</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3,300円</td> <td></td> </tr> </table>				原動機付自転車				50cc以下	650円	90cc以下	1,000円	125cc以下	1,300円			軽自動車				2輪	2,000円	3輪	2,600円	4輪乗用	(自家用 5,900円 営業用 5,200円	S51年規制適合車 4,500円)		4輪貨物	(自家用 3,300円 営業用 2,900円	S51年規制適合車 2,500円)		小型特殊自動車				農耕作業用	1,300円	その他	3,900円	2輪の小型自動車						3,300円	
原動機付自転車																																															
50cc以下	650円	90cc以下	1,000円																																												
125cc以下	1,300円																																														
軽自動車																																															
2輪	2,000円	3輪	2,600円																																												
4輪乗用	(自家用 5,900円 営業用 5,200円	S51年規制適合車 4,500円)																																													
4輪貨物	(自家用 3,300円 営業用 2,900円	S51年規制適合車 2,500円)																																													
小型特殊自動車																																															
農耕作業用	1,300円	その他	3,900円																																												
2輪の小型自動車																																															
		3,300円																																													
4,331円	4,437円	4,674円	6,701円																																												
S50年1月より100分の5																																															
S49年10月より100分の5	S50年6月より100分の3	S52年1月より100分の2																																													
S50年1月より100分の4																																															
100分の1.4																																															
100分の3																																															
		事業に係る事業所税																																													
		資産割	床面積1㎡につき300円																																												
		従業者割	給与総額の100分の0.25																																												
		新增設に係る事業所税	1㎡につき5,000円																																												

(その2)

年度		53	54	55																				
区分																								
市	個人均等割	S51年度より同じ																						
	個人所得割	S48年度より同じ		<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30万円以下</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>30万円超</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>45万円超</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>70万円超</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>100万円超</td> <td>6%</td> </tr> </table>	市民税		30万円以下	2%	30万円超	3%	45万円超	4%	70万円超	5%	100万円超	6%								
	市民税																							
	30万円以下	2%																						
30万円超	3%																							
45万円超	4%																							
70万円超	5%																							
100万円超	6%																							
法人均等割	<table border="1"> <tr> <td>資本金50億円超、従業者数100人超</td> <td>800,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金10億円超50億円以下、従業者数100人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金10億円超、従業者数100人以下</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円超10億円以下、従業者数100人超</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円超10億円以下、従業者数100人以下</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金1,000万円超1億円以下</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>8,000円</td> </tr> </table>	資本金50億円超、従業者数100人超	800,000円	資本金10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円	資本金10億円超、従業者数100人以下	80,000円	資本金1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円	資本金1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円	資本金1,000万円超1億円以下	24,000円	上記以外の法人	8,000円									
資本金50億円超、従業者数100人超	800,000円																							
資本金10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円																							
資本金10億円超、従業者数100人以下	80,000円																							
資本金1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円																							
資本金1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円																							
資本金1,000万円超1億円以下	24,000円																							
上記以外の法人	8,000円																							
法人税割	S49年度より同じ																							
固定資産税	S26年度より同じ																							
軽自動車税	<p>前年と同じ ただし4輪のS51年規制適合は 廃止され、税額は同自家用 になる。</p>	<table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下 700円</td> <td>90cc以下 1,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>125cc以下 1,450円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪 2,200円</td> <td>3輪 2,850円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪乗用 (自家用 6,500円 営業用 5,200円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪貨物 (自家用 3,650円 営業用 2,900円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用 1,450円 その他 4,300円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td colspan="2">3,650円</td> </tr> </table>	原動機付自転車	50cc以下 700円	90cc以下 1,100円		125cc以下 1,450円		軽自動車	2輪 2,200円	3輪 2,850円		4輪乗用 (自家用 6,500円 営業用 5,200円)			4輪貨物 (自家用 3,650円 営業用 2,900円)		小型特殊自動車	農耕作業用 1,450円 その他 4,300円		2輪の小型自動車	3,650円		
原動機付自転車	50cc以下 700円	90cc以下 1,100円																						
	125cc以下 1,450円																							
軽自動車	2輪 2,200円	3輪 2,850円																						
	4輪乗用 (自家用 6,500円 営業用 5,200円)																							
	4輪貨物 (自家用 3,650円 営業用 2,900円)																							
小型特殊自動車	農耕作業用 1,450円 その他 4,300円																							
2輪の小型自動車	3,650円																							
市たばこ消費税	S42年度より同じ																							
全国平均単価	6,796円	6,890円	6,989円																					
電気税	S49年度より同じ																							
ガス税	S51年度より同じ																							
特別土地保有税	S48年度より同じ																							
事業所税	S51年度より同じ		<p>事業に係る事業所税 資産割 従業者割</p>																					
都市計画税	100分の0.25																							

56	57	58
----	----	----

市民税 1,500円		府民税 500円			
		府民税			
130万円超	7%	950万円超	11%	150万円以下	2%
230万円超	8%	1,900万円超	12%	150万円超	4%
370万円超	9%	2,900万円超	13%		
570万円超	10%	4,900万円超	14%		

退職所得分離課税は法定税率による

資本等の金額が50億円超、従業者数100人超	800,000円	資本等の金額が50億円超、従業者数50人超	1,200,000円
資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者数100人超	400,000円	資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者50人超	700,000円
資本等の金額が10億円超、従業者数100人以下	80,000円	資本等の金額が10億円超、従業者数50人以下	160,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数100人超	80,000円	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人超	160,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数100人以下	24,000円	資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人以下	60,000円
資本等の金額が1,000万円超1億円以下	24,000円	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人超	60,000円
上記以外の法人	8,000円	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人以下	48,000円
		資本等の金額が1,000万円以下、従業者数50人超	48,000円
		上記以外の法人	16,000円
100分の14.7 ただし資本金1億5千万円以下 100分の12.3			

8,151円	8,590円	8,670円
--------	--------	--------

<p>床面積1㎡につき500円(昭和55年6月申告分より)</p> <p>給与総額の100分の0.25</p>		<p>1㎡につき6,000円(昭和55年6月申告分より)</p> <p>100分の0.3</p>
---	--	--

(その3)

区分		年度	59	60		
市 民 税	個人均等割		S55年度より同じ	市民税 2,000円		
	個人所得割		S55年度より同じ	市民税		
		20万円以下		2.5%	120万円超	
		20万円超		3%	220万円超	
		45万円超		4%	370万円超	
		70万円超		5%	570万円超	
				90万円超	6%	
				退職所得分離課税は法定税率による		
	法人均等割	資本等の金額が50億円超、従業者数50人超			3,000,000円	
		資本等の金額が10億円超50億円以下、従業者数50人超			1,750,000円	
資本等の金額が10億円超、従業者数50人以下				400,000円		
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人超				400,000円		
資本等の金額が1億円超10億円以下、従業者数50人以下				150,000円		
法人税割		S56年度より同じ				
固定資産税		S26年度より同じ				
軽自動車税	原動機付自転車			小型特殊自動車		
	50cc以下 1,000円	90cc以下 1,200円	125cc以下1,600円	農耕作業用 1,600円		
			(S60年度よりミニカー 2,500円)	その他 4,700円		
	軽自動車	2輪 2,400円	3輪 3,100円	2輪の小型自動車 4,000円		
		4輪乗用 (自家用 7,200円 営業用 5,500円)				
	4輪貨物 (自家用 4,000円 営業用 3,000円)					
市たばこ消費税	100分の18.1	全国平均単価 9,502円		従価割 14.3% 従量割 千本につき 350円		
電気税		S49年度より同じ				
ガス税		S51年度より同じ				
特別土地保有税		S48年度より同じ		ミニ保有税 100分の1.4		
事業所税		S55年度より同じ				
都市計画税		S55年度より同じ				

	61	62	63			
府民税 700円						
	府民税		市民税		府民税	
7%	950万円超	11%	150万円以下	2%	60万円以下	3%
8%	1,900万円超	12%	150万円超	4%	460万円超	10%
9%	2,900万円超	13%			130万円以下	2%
10%	4,900万円超	14%			130万円超	3%
					260万円超	4%
					260万円超	8%
					退職所得分離課税は法定税率による	
	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人超				150,000円	
	資本等の金額が1,000万円超1億円以下、従業者数50人以下				120,000円	
	資本等の金額が1,000万円以下、従業者数50人超				120,000円	
	上記以外の法人				40,000円	
	従価割14.3% 従量割 千本につき 350円 (S61.5.1～H元.3.31の売渡し分については 640円)					
	事業に係る事業所税					
	資産割		床面積1㎡につき600円(昭和61年6月申告分より)			
	従業者割		給与総額の100分の0.25			
	新增設に係る事業所税					
	1㎡につき6,000円					

(その4)

区分		年度		平成	元	2	3	4		
市	個人均等割	S60年度より同じ								
	個人所得割	市民税	120万円以下 3%		500万円以下 2%		160万円以下 3%		550万円以下	
		府民税	120万円超 8%		500万円超 4%		160万円超 8%		550万円超	
			500万円超 11%				550万円超 11%			
		退職所得分離課税は法定税率による				退職所得分離課税は法定税率による				
民	法人均等割	S59年度より同じ								
税	法人税割	S56年度より同じ								
	固定資産税	S26年度より同じ								
	軽自動車税	S59年度より同じ								
	市たばこ税	千本につき 1,997円 旧3級品は千本につき 948円								
	特別土地保有税	S60年度より同じ								
	入湯税			宿泊する者 150円 宿泊しない者 75円						
	事業所税	S61年度より同じ								
	都市計画税	S55年度より同じ								

(その5)

年度		8	9	10	11	12	13	14		
区分										
市 民 税	個人均等割	市民税 2,500円 府民税 1,000円								
	個人所得割	H7年度 より同じ	市民税		府民税		市民税		府民税	
			200万円以下	3%	700万円以下	2%	200万円以下	3%	700万円以下	2%
			200万円超	8%	700万円超	3%	200万円超	8%	700万円超	3%
			700万円超	12%			700万円超	10%		
退職所得分離課税は法定税率による				退職所得分離課税は法定税率による						
法人均等割	H6年度より同じ									
法人税割	S56年度より同じ									
固定資産税	S26年度より同じ									
軽自動車税	S59年度より同じ									
市たばこ税	H元年度 より同じ	千本につき 2,434円 旧3級品は千本につき 1,155円 〔 H11.5.1～の売渡し分については 千本につき2,668円 〕 旧3級品は千本につき1,266円				千本につき2,668円 旧3級品は千本につき1,266円 〔 H15.7.1～の売渡し分につ いては千本につき2,977円 〕 旧3級品は千本につき1,412円				
特別土地保有税	S60年度より同じ		土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3							
入湯税	H2年度より同じ									
事業所税	S61年度より同じ									
都市計画税	S55年度より同じ									

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
市民税 3,000円 府民税 1,000円											
				市民税							
				6%							
				府民税							
				4%							
				退職所得分離課税は法定税率による							
千本につき2,977円 旧3級品は千本につき1,412円 〔 H18.7.1～の売渡し分については千本につき3,298円 〕 旧3級品は千本につき1,564円		千本につき3,298円 旧3級品は千本につき1,564円 〔 H22.10.1～の売渡し分については千本につき4,618円 〕 旧3級品は千本につき2,190円			千本につき4,618円 旧3級品は千本につき2,190円			千本につき5,262円 旧3級品は千本につき2,495円			
(H15年度から課税停止)											
資産割 床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の100分の0.25											

(その6)

区分		年度	26	27																																																
市 民 税	個人均等割	市民税 3,500円 府民税 1,500円 (東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、臨時の措置として、H26年度からR5年度までの間、標準税率を500円引上げ)																																																		
	個人所得割	H19年度より同じ																																																		
	法人均等割	H6年度より同じ																																																		
	法人税割	100分の12.1 ただし資本金1億5千万円以下 100分の9.7 (H26年10月1日以降開始の事業年度より適用)																																																		
固定資産税		S26年度より同じ																																																		
軽自動車税	S59年度より同じ	<table border="1"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td colspan="3">50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td colspan="3">農耕作業用 1,600円 その他 4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td colspan="3">4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪</td> <td colspan="2">2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪</td> <td colspan="2">3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円 営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自家用</td> <td>10,800円 営業用 6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>4,000円 営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自家用</td> <td>5,000円 営業用 3,800円</td> </tr> </table>			原動機付自転車	50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円			小型特殊自動車	農耕作業用 1,600円 その他 4,700円			2輪の小型自動車	4,000円			軽自動車	2輪	2,400円			3輪	3,100円			※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円				4輪乗用	自家用	7,200円 営業用 5,500円		※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は					自家用	10,800円 営業用 6,900円		4輪貨物	自家用	4,000円 営業用 3,000円		※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は					自家用	5,000円 営業用 3,800円
原動機付自転車	50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用 1,600円 その他 4,700円																																																			
2輪の小型自動車	4,000円																																																			
軽自動車	2輪	2,400円																																																		
	3輪	3,100円																																																		
	※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、3,900円																																																			
	4輪乗用	自家用	7,200円 営業用 5,500円																																																	
	※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は																																																			
		自家用	10,800円 営業用 6,900円																																																	
	4輪貨物	自家用	4,000円 営業用 3,000円																																																	
	※ただし、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は																																																			
		自家用	5,000円 営業用 3,800円																																																	
市たばこ税	H25年度より同じ																																																			
特別土地保有税	S60年度より同じ (H15年度から課税停止)																																																			
入湯税	H2年度より同じ																																																			
事業所税	S61年度より同じ																																																			
都市計画税	S55年度より同じ																																																			

28	29	30																										
市民税 3,500円 府民税 1,800円 (大阪府の森林環境税創設のため、H28年度からR5年度までの間、府民税均等割額は300円が加算)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原動機付自転車</td> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>ミニカー 3,700円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td colspan="4">農耕作業用 2,400円 その他 5,900円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td colspan="4">6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td colspan="4"> 2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円 </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。 </td> </tr> </table>				原動機付自転車	50cc以下 2,000円	90cc以下 2,000円	125cc以下 2,400円	ミニカー 3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円				2輪の小型自動車	6,000円				軽自動車	2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円				注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。				
原動機付自転車	50cc以下 2,000円	90cc以下 2,000円	125cc以下 2,400円	ミニカー 3,700円																								
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																											
2輪の小型自動車	6,000円																											
軽自動車	2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円																											
注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。																												
千本につき5,262円 旧三級品は千本につき2,925円	千本につき5,262円 旧三級品は千本につき3,355円	千本につき5,262円 旧三級品は千本につき4,000円	(H30.10.1から) 千本につき5,692円 旧三級品は千本につき4,000円																									

(その7)

年度		令和元	2																																																		
区分																																																					
市 民 税	個人均等割	H28年度より同じ																																																			
	個人所得割	H19年度より同じ																																																			
	法人均等割	H6年度より同じ																																																			
法人税割	100分の8.4 ただし資本金1億5千万円以下 100分の6.0 (R元年10月1日以後開始の事業年度より適用)																																																				
固定資産税	S26年度より同じ																																																				
軽自動車税 (環境性能割)	(R元.10.1から)																																																				
	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">電気軽自動車・天然ガス軽自動車</td> </tr> <tr> <td colspan="5">非課税</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>R2年度燃費基準+10%達成</td> <td>非課税</td> <td>貨物自家用</td> <td>H27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R2年度燃費基準達成</td> <td>1%</td> <td></td> <td>H27年度燃費基準達成+15%達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>2%</td> <td></td> <td>上記以外</td> </tr> <tr> <td>乗用営業用</td> <td>R2年度燃費基準+10%達成</td> <td>非課税</td> <td>貨物営業用</td> <td>H27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R2年度燃費基準達成</td> <td>0.5%</td> <td></td> <td>H27年度燃費基準達成+15%達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>2%</td> <td></td> <td>H27年度燃費基準達成+10%達成</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>上記以外</td> </tr> </table> <p>※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。 ※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。 ○消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応として、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した乗用自家用車については、環境性能割の税率が上記の税率から1%軽減されます。</p>				電気軽自動車・天然ガス軽自動車					非課税					ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車					乗用自家用	R2年度燃費基準+10%達成	非課税	貨物自家用	H27年度燃費基準+20%達成		R2年度燃費基準達成	1%		H27年度燃費基準達成+15%達成		上記以外	2%		上記以外	乗用営業用	R2年度燃費基準+10%達成	非課税	貨物営業用	H27年度燃費基準+20%達成		R2年度燃費基準達成	0.5%		H27年度燃費基準達成+15%達成		上記以外	2%		H27年度燃費基準達成+10%達成				
電気軽自動車・天然ガス軽自動車																																																					
非課税																																																					
ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車																																																					
乗用自家用	R2年度燃費基準+10%達成	非課税	貨物自家用	H27年度燃費基準+20%達成																																																	
	R2年度燃費基準達成	1%		H27年度燃費基準達成+15%達成																																																	
	上記以外	2%		上記以外																																																	
乗用営業用	R2年度燃費基準+10%達成	非課税	貨物営業用	H27年度燃費基準+20%達成																																																	
	R2年度燃費基準達成	0.5%		H27年度燃費基準達成+15%達成																																																	
	上記以外	2%		H27年度燃費基準達成+10%達成																																																	
				上記以外																																																	
軽自動車税 (種別割)	(R2年度から軽自動車税(種別割)として課税)																																																				
	H28年度より同じ																																																				
市たばこ税	H30.10.1より同じ	(R元.10.1から) 千本につき5,692円(旧三級品含む)		(R2.10.1から) 千本につき6,122円(旧三級品含む)																																																	
特別土地保有税	S60年度より同じ(H15年度から課税停止)																																																				
入湯税	H2年度より同じ																																																				
事業所税	S61年度より同じ																																																				
都市計画税	S55年度より同じ																																																				

(その8)

年度	6		
区分			
市民税	個人均等割	市民税 3,000円 府民税 1,300円 (平成28年度から令和9年度まで府民税均等割額は300円が加算)	
	個人所得割	H19年度より同じ	
	法人均等割	H6年度より同じ	
	法人税割	R元年度より同じ	
固定資産税	S26年度より同じ		
軽自動車税 (環境性能割)	(R6.1.1から)		
	電気軽自動車等		
	非課税		
	ガソリン軽自動車・ハイブリッド軽自動車		
	乗用自家用	R12年度燃費基準80%達成 非課税 R12年度燃費基準70%達成 1% 上記以外 2%	貨物自家用 R4年度燃費基準105%達成 非課税 R4年度燃費基準達成 1% 上記以外 2%
	乗用営業用	R12年度燃費基準80%達成 非課税 R12年度燃費基準70%達成 0.5% R12年度燃費基準60%達成 1% 上記以外 2%	貨物営業用 R4年度燃費基準105%達成 非課税 R4年度燃費基準達成 0.5% R4年度燃費基準95%達成 1% 上記以外 2%
	※電気自動車等は、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車。 ※天然ガス軽自動車は、H30年排出ガス基準適合車又はH21年排出ガス基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量がH21年排出ガス基準値から10%以上低減達成車に限ります。 ※ガソリン軽自動車、ハイブリッド軽自動車は、H30年排出ガス基準50%低減達成車又はH17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。 ※R12年燃費基準80%以上達成又は70%以上達成車は、R2年燃費基準を達成しているものに限ります。		
	軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車	50cc以下 2,000円 特定小型 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円
		小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円
		2輪の小型自動車	6,000円
軽自動車		2輪 3,600円 3輪 3,100円、※3,900円 4輪乗用 自家用 7,200円、※10,800円 営業用 5,500円、※6,900円 4輪貨物 自家用 4,000円、※5,000円 営業用 3,000円、※3,800円	
注1: ※の税率は平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対する税率です。 注2: 3輪及び4輪の軽自動車については、上記以外に重課又は軽課が適用されるものがあります。			
市たばこ税		R3年度より同じ	
特別土地保有税		S60年度より同じ(H15年度から課税停止)	
入湯税		H2年度より同じ	
事業所税		S61年度より同じ	
都市計画税		S55年度より同じ	

(7) 所得控除額の変遷(その1)

年度	19
基礎控除	330,000円
扶養控除	330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円 ※同居特別障害者のときは230,000円加算
配偶者控除	330,000円 老人配偶者 380,000円 ※同居特別障害者のときは230,000円加算
配偶者特別控除	①控除対象配偶者……0円 ②控除対象配偶者以外の配偶者 ア 合計所得金額が450,000円未満の場合……330,000円 イ 合計所得金額が450,000円以上750,000円未満の場合……380,000円-(合計所得金額-380,000円) (注)()内の金額は、()内の計算で求めた金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額のうち最も多い金額とします。 ウ 合計所得金額が750,000円以上760,000円未満の場合……30,000円
障害者控除	260,000円(特別障害者のときは、300,000円)
寡婦・寡夫控除	260,000円(合計所得金額が500万円以下で扶養親族である子を有する寡婦のときは、300,000円)
勤労学生控除	260,000円
医療費控除	差引負担額-(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い金額)=控除額(限度額200万円)
雑損控除	(差引損失額-(総所得金額等×10%))又は(災害関連支出の金額-5万円)のいずれか多い金額=控除額
社会保険料控除	支払保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	支払掛金の全額
寄附金控除	(大阪府内の共同募金会、日本赤十字社の支部に対する寄附金及びふるさと寄附金の合計額又は所得金額×25%のいずれか低い金額)-10万円
生命保険料控除	支払った一般の生命保険料の金額を(イ)、個人年金保険料の金額を(ロ)とする。 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 (イ)または(ロ)が15,000円まで…………… (イ)または(ロ) (イ)または(ロ)が15,001円～40,000円…………… (イ)または(ロ)×1/2+7,500円 (イ)または(ロ)が40,001円～70,000円…………… (イ)または(ロ)×1/4+17,500円 (イ)または(ロ)が70,000円を超える場合…………… 35,000円 (イ)(ロ)両方あるときは、それぞれの計算で求めた金額を合算したものが控除額となる。
損害保険料控除	① 支払損害保険料のすべてが短期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料の金額 損害保険料控除額 1,000円まで…………… 支払った保険料の全額 1,001円～3,000円…………… 支払った保険料の全額×1/2+500円 3,000円を超える場合… 2,000円 ② 支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料の金額 損害保険料控除額 5,000円まで…………… 支払った保険料の金額 5,001円～15,000円…………… 支払った保険料の金額×1/2+2,500円 15,000円を超える場合…… 10,000円 ③ ①と②両方ある場合…… ①と②の合計金額(控除合計限度額1万円)
地震保険料控除	※平成20年度から新設

(その2)

控除の種類	年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	
基礎控除		H19年度より同じ								
扶養控除		H19年度より同じ				330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円				
配偶者控除		H19年度より同じ				330,000円 老人配偶者 380,000円				
配偶者特別控除		H19年度より同じ								
障害者控除		H19年度より同じ				260,000円 (特別障害者のときは300,000円、同居特別障害者のときは530,000円)				
寡婦・寡夫控除		H19年度より同じ								
勤労学生控除		H19年度より同じ								
医療費控除		H19年度より同じ								
雑損控除		H19年度より同じ								
社会保険料控除		H19年度より同じ								
小規模企業共済等掛金控除		H19年度より同じ								
寄附金控除		H19年度より同じ	平成21年度から寄附金税額控除へ							
生命保険料控除		H19年度より同じ				新契約（保険契約日が平成24年1月1日以後） 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 12,000円まで・・・・・・・・・・・・・・・・全額 12,001円～32,000円・・・・・・・・支払った保険料の1/2 + 6,000円 32,001円～56,000円・・・・・・・・支払った保険料の1/4 + 14,000円 56,000円を超える場合・・・・・・・・28,000円 旧契約（保険契約日が平成23年12月31日以前） 支払った保険料の金額 生命保険料控除額 15,000円まで・・・・・・・・・・・・・・・・全額 15,001円～40,000円・・・・・・・・支払った保険料の1/2 + 7,500円 40,001円～70,000円・・・・・・・・支払った保険料の1/4 + 17,500円 70,000円を超える場合・・・・・・・・35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、 それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方に ついて控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の 算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）				
損害保険料控除		平成20年度から廃止								
地震保険料控除		地震保険契約に係る地震等相当分保険料×1/2（最高25,000円） ※平成18年末までに契約した長期損害保険契約については当分の間、従前の長期損害保険料控除を適用 ※地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方を適用できる場合は、それぞれの控除額をあわせて、25,000円が上限 ※1つの損害保険契約の中に地震保険と長期損害保険が含まれている場合は、地震保険料控除か長期損害保険料控除のいずれかを選択								

28	29	30

セルフメディケーション税制(H30～R9) 特定一般医薬品等購入費一下限額 12,000円 控除限度額は88,000円

地方団体に対する寄付金に係る特例控除額の上限額が、所得割の1割から2割に引き上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

(その3)

年度 控除の種類	令和元	2
基礎控除	H19年度より同じ	
扶養控除	H24年度より同じ	
配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合に適用。	
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合に適用。	
障害者控除	本人の合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下に障害者控除適用あり	
寡婦・寡夫控除	H19年度より同じ	
勤労学生控除	H19年度より同じ	
医療費控除	H30年度より同じ	
雑損控除	H19年度より同じ	
社会保険料控除	H19年度より同じ	
小規模企業共済等掛金控除	H19年度より同じ	
寄附金控除	H28年度より同じ	令和元年6月1日以後に支出された寄附金について、総務大臣が指定する団体に対するものが特例控除の対象となる。
生命保険料控除	H25年度より同じ	
地震保険料控除 ※平成20年度から新設	H20年度より同じ	

3	4	5	6
前年の合計所得金額が2,400万円以下 43万円 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下 29万円 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下 15万円 前年の合計所得金額が2,500万円を超え 適用なし			
控除額に変更なし。但し、前年の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更			
控除額に変更なし。但し、前年の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更			
本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に適用。			
障害者控除 寡婦・ひとり親控除 勤労学生控除	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年中の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について控除額30万円のひとり親控除を適用する。また、それ以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下)を設定。 勤労学生の前年の合計所得金額要件は65万円以下から75万円以下へ変更。		

IV. 市民税

(1) 個人市民税 納税義務者数の推移

(単位:人)

区 分		均等割のみの 人数	均等割+所得 割の人数	合 計	構成比%
年 度					
令和元	普通徴収	1,789	41,276	43,065	24.1
	特別徴収	6,346	128,923	135,269	75.9
	合計	8,135	170,199	178,334	100.0
2	普通徴収	4,183	38,720	42,903	23.2
	特別徴収	4,027	137,713	141,740	76.8
	合計	8,210	176,433	184,643	100.0
3	普通徴収	4,205	37,433	41,638	22.4
	特別徴収	4,139	140,386	144,525	77.6
	合計	8,344	177,819	186,163	100.0
4	普通徴収	4,184	39,480	43,664	23.0
	特別徴収	4,194	141,671	145,865	77.0
	合計	8,378	181,151	189,529	100.0
5	普通徴収	4,235	40,894	45,129	23.4
	特別徴収	4,195	143,661	147,856	76.6
	合計	8,430	184,555	192,985	100.0

(注)1. 納税義務者数の徴収区分は変更後(最終徴収区分)。

2. 納税義務者数は普通徴収の過年度分及び特別徴収の退職所得の分離課税にかかる所得割分を除きます。

(2) 特別徴収義務者数の推移

(単位:人)

	年度	令和元	2	3	4	5
特別徴収義務者数		35,835	35,394	35,910	36,715	37,187

(3) 個人市民税 調定額推移(現年課税分)

(単位:千円)

区 分		均等割額	所得割額	合 計	構成比%
年 度					
令和元	普通徴収	135,118	5,547,578	5,682,696	20.3
	特別徴収	494,328	21,868,850	22,363,178	79.7
	合計	629,446	27,416,428	28,045,874	100.0
2	普通徴収	134,657	5,716,721	5,851,378	20.4
	特別徴収	506,622	22,372,118	22,878,740	79.6
	合計	641,279	28,088,839	28,730,118	100.0
3	普通徴収	129,411	6,148,159	6,277,570	21.6
	特別徴収	517,859	22,300,852	22,818,711	78.4
	合計	647,270	28,449,011	29,096,281	100.0
4	普通徴収	132,299	6,230,575	6,362,874	21.4
	特別徴収	526,412	22,799,560	23,325,972	78.6
	合計	658,711	29,030,135	29,688,846	100.0
5	普通徴収	136,819	5,820,355	5,957,174	19.8
	特別徴収	534,168	23,588,651	24,122,819	80.2
	合計	670,987	29,409,006	30,079,993	100.0

(4) 退職所得の分離課税にかかる所得割額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	令和元	2	3	4	5
納税義務者数	1,108	1,143	1,078	1,081	1,075
調定額	297,643	352,158	313,341	371,262	377,715

(5) 分離譲渡所得にかかる調定額等の推移

(単位:人、千円)

年度 区分	令和元	2	3	4	5
納税義務者数	2,873	2,953	3,328	3,072	2,987
調定額	876,854	1,153,408	1,719,283	1,314,603	984,189

(6) 市民税申告に関する調

(単位:件)

年度 区分	受 付 件 数					確定申告書	合 計
	市 申 告 書				計		
	本 庁	出張所	郵 送	計			
令和2	5,809	65	1,241	7,115	35,103	42,218	
3	3,956		3,023	6,979	75,122	82,101	
4	3,805		2,948	6,753	87,003	93,756	
5	3,609		2,750	6,359	78,996	85,355	
6	3,634		2,887	6,521	82,074	88,595	

※R3年度から出張所での受付を無くし、郵送での申告を推奨。

(当該年度6月末日現在)

(7) 個人市民税と府民税の収入額の推移(現年課税分)

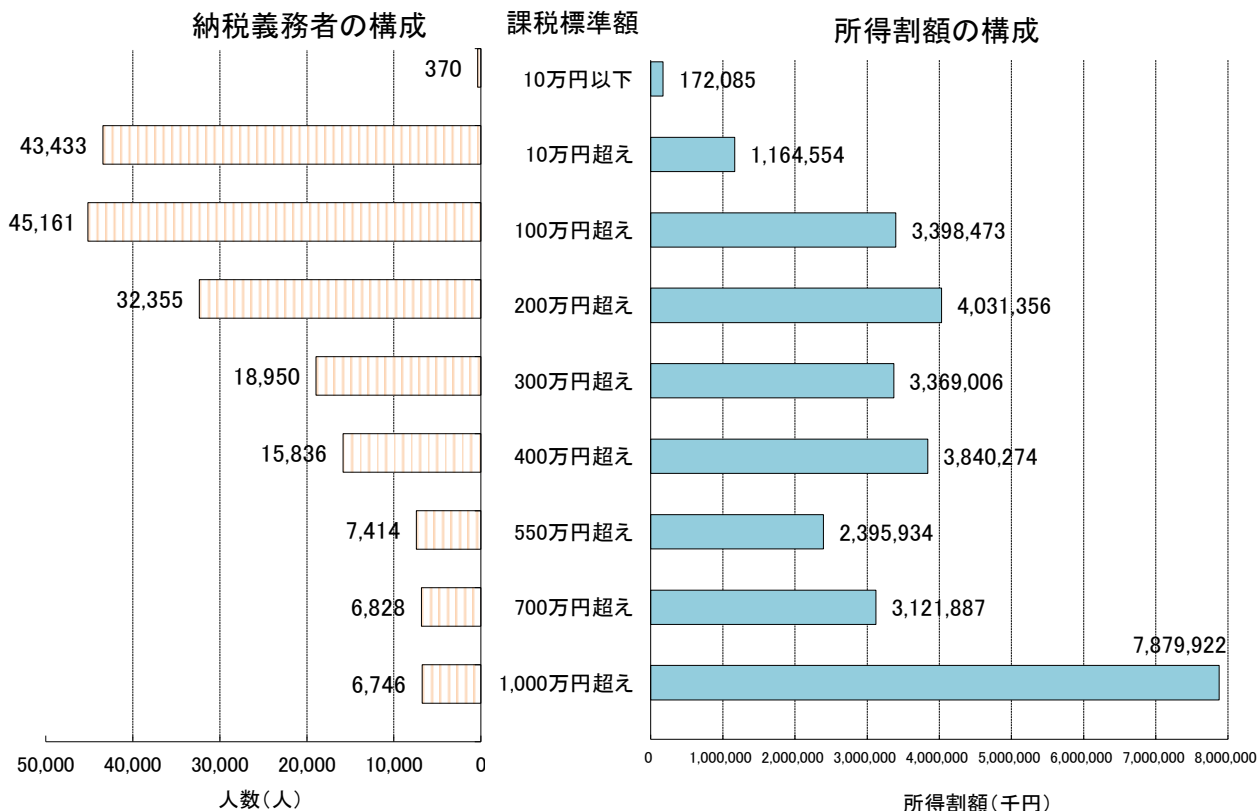
()は前年比% (単位:円)

年度 項目	令和元	2	3	4	5
市民税額	(101.0) 28,130,027,942	(102.7) 28,885,464,043	(101.3) 29,248,445,060	(102.1) 29,868,160,904	(101.4) 30,279,725,140
府民税額	(100.9) 18,651,212,920	(102.7) 19,151,295,159	(101.3) 19,395,999,299	(102.1) 19,804,483,207	(101.3) 20,066,491,611
計	(101.0) 46,781,240,862	(102.7) 48,036,759,202	(101.3) 48,644,444,359	(102.1) 49,672,644,111	(101.4) 50,346,216,751
確定あん分率	0.39869	0.39868	0.39873	0.39870	0.39857

(注) 市民税額、府民税額は現年課税分の収入額です。

(8) 令和6年度所得割納税義務者課税標準額段階別調(課税状況調より)

区分 課税標準額	給与	営業等	農業	分離 譲渡	その他	合計	人数構成 比率	所得割額	税額構成 比率
	人	人	人	人	人	人	%	千円	%
10万円以下	0	0	0	370	0	370	0.2	172,085	0.6
10万円超え 100万円以下	29,375	1,533	0	399	12,126	43,433	24.5	1,164,554	4.0
100万円超え 200万円以下	38,812	1,144	0	514	4,691	45,161	25.5	3,398,473	11.6
200万円超え 300万円以下	29,905	652	1	441	1,356	32,355	18.3	4,031,356	13.7
300万円超え 400万円以下	17,593	414	0	416	527	18,950	10.7	3,369,006	11.5
400万円超え 550万円以下	14,640	354	0	431	411	15,836	8.9	3,840,274	13.1
550万円超え 700万円以下	6,702	210	0	278	224	7,414	4.2	2,395,934	8.2
700万円超え 1000万円以下	6,040	204	0	325	259	6,828	3.9	3,121,887	10.6
1,000万円超え	5,251	394	0	601	500	6,746	3.8	7,879,922	26.8
合 計	148,318	4,905	1	3,775	20,094	177,093	100.0	29,373,491	100.1
構成比率 %	83.8	2.8	0.0	2.1	11.3	100.0			
前年構成比率%	82.1	3.1	0.0	1.7	13.1	100.0			



(9) 令和6年度市民税等の納税義務者等に関する調(課税状況調より)

(その1)

個人均等割					法人均等割納税義務者数							
納税義務者数			地方税法第311条の規定による軽減		法人							
地方税法第294条第1項第1号に該当する者(人)	地方税法第294条第1項第2号に該当する者(人)	計(人)	軽減した者(人)	軽減の額(千円)	資本金等の額	50億円超	10億円超50億円以下	10億円超	1億円超10億円以下	1千万円超1億円以下		
					従業員数の区分	50人超	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下
						(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
						(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
196,235	330	196,565	1,910	3,424		88	41	511	74	628	98	1,802

法人均等割納税義務者数				市民税	法人税割			
法人			所得割	所得割	納税義務者数		納税者数	
資本金等の額	1千万円以下	(A)~(H)	計(人)	納税義務者数(人)	うち連結申告法人分(人)	うち連結申告法人分(人)		
従業員数の区分	50人超	以外の法人					うち連結申告法人分(人)	うち連結申告法人分(人)
	(H)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	34	7,577	10,853	177,093	10,739	383	4,880	237

(その2)

区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計						
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数		
								納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額			
所得者区分	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(A)+(E)	(B)+(F)	(C)+(E)	(D)+(G)	(A)+(C)+(E)		
	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)
給与所得者	9,942	26,625			150,334	450,977	451,002	160,276	477,602	150,334	24,652,448	160,276		
営業等所得者	1,260	3,759			4,998	14,992	14,994	6,258	18,751	4,998	1,060,376	6,258		
農業所得者	1	3			1	3	3	2	6	1	130	2		
その他の所得者	7,939	23,642			21,760	65,280	65,280	29,699	88,922	21,760	3,663,761	29,699		
家屋敷等のみ	330	990						330	990			330		
計	19,472	55,019			177,093	531,252	531,279	196,565	586,271	177,093	29,376,715	196,565		

(注)「家屋敷等のみ」欄は地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数です。

(10) 令和6年度分に係る所得控除等の人員等に関する調(課税状況調より)

所得控除を行った納税義務者数								
雑損控除 (人)	医療費控除 (人)		社会保険料控除 (人)	小規模企業 共済等掛金 控除 (人)		生命保険料控除		
	左のうちセルフメディ ケーション税制に 係る分 (人)	左のうち 新生命保険分 (人)				左のうち 新個人年金分 (人)	左のうち 介護医療保険分 (人)	
8	23,370	198	172,750	21,194	130,087	96,286	14,504	105,570

所得控除を行った納税義務者数(つづき)			
生命保険料控除(つづき)		地震保険料控除	
生命保険料控除のうち 旧生命保険分 (人)	生命保険料控除のうち 旧個人年金分 (人)	左のうち 長期分 (人)	
47,744	16,428	47,889	639

所得控除を行った納税義務者数(つづき)					
障害者控除			寡婦控除 (人)	ひとり親控除 (人)	勤労学生控除 (人)
普通 (人)	特別障害者 (人)	実人員 (人)			
3,479	2,168	5,576	1,097	1,693	0

所得控除を行った納税義務者数(つづき)							
配偶者控除			配偶者特別 控除 (人)	扶養控除			
一般 (70歳未満) (人)	老人配偶者 (70歳以上) (人)	計 (人)		一 般 (16歳~18歳) (23歳~69歳) (人)	特定扶養親族 (19歳~22歳) (人)	老人扶養親族 (70歳以上) (人)	同居老親等 (70歳以上) (人)
25,008	6,331	31,339	7,109	12,333	8,676	1,803	1,948

所得控除を行った納税義務者数(つづき)		障害者控除の対象となった人員					
扶養控除(つづき)	特別障害者のうち同居特別障害 加算金分(23万円)に係る者 (人)	納税義務者数			扶養親族及び控除対象配偶者		
実人員 (人)		一 般 (人)	特 別 (人)	計 (人)	一 般 (人)	特 別 (人)	計 (人)
20,837	1,039	1,743	928	2,671	1,867	1,286	3,153

特定支出控除 の特例の対象 となった納税 義務者数 (人)	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得 の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得 の金額 (千円)
15	4,579	8,143,009	63	136,582

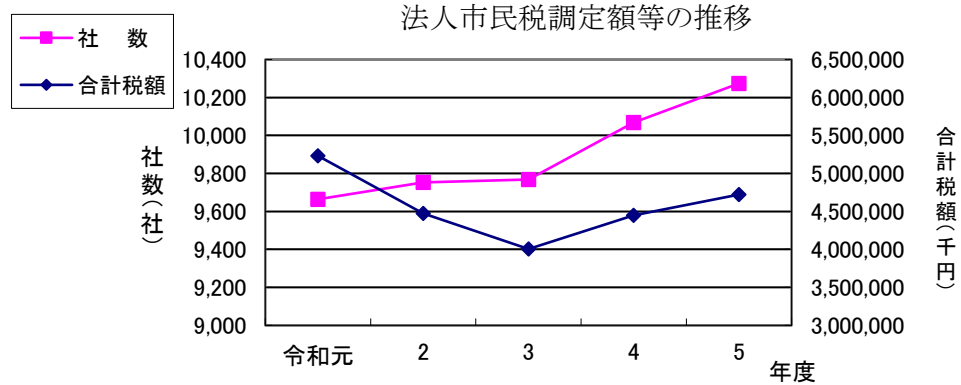
税額控除を行った納税義務者数					
配当控除 (人)	住宅借入金等 特別税額控除 (人)	寄附金税額 控除 (人)	外国税額 控除 (人)	配当割額の 控除 (人)	株式等譲渡所 得割額の控除 (人)
3,529	6,613	52,005	243	3,465	1,537

(11) 法人市民税調定額等の推移(現年課税分)

(単位: 社・千円)

年度	区分	均等割社数	均等割税額	法人税割社数	法人税割税額	社数	合計税額
令和元		9,609	1,204,392	4,794	4,027,665	9,664	5,232,057
2		9,718	1,204,865	4,632	3,267,080	9,753	4,471,945
3		9,683	1,202,474	4,745	2,802,803	9,768	4,005,277
4		9,995	1,255,720	5,000	3,191,309	10,068	4,447,029
5		10,205	1,252,496	5,033	3,469,059	10,274	4,721,555

(注) 社数は過年度分のみでの申告法人も含みます。均等割社数は均等割申告がある社数を、法人税割社数は法人税割申告がある社数を計上しています。



(12) 令和5年度業種別法人社数

(単位: 社)

業種区分	社数	構成比 (%)	本店所在法人			支店等のみ
			単独	分割	計	
農業・林業	11	0.1	7	0	7	4
漁業	1	0.0	1	0	1	0
鉱業・採石業・砂利採取業	3	0.0	2	0	2	1
建設業	1,141	11.2	855	79	934	207
製造業	1,110	10.9	359	88	447	663
電気・ガス・熱供給・水道業	31	0.3	20	2	22	9
情報通信業	415	4.1	288	26	314	101
運輸業・郵便業	173	1.7	82	19	101	72
卸売・小売業	2,104	20.6	1,040	172	1,212	892
金融・保険業	182	1.8	106	11	117	65
不動産・物品賃貸業	1,888	18.5	1,696	61	1,757	131
学術研究・専門・技術サービス業	1,009	9.9	739	78	817	192
宿泊業・飲食サービス業	384	3.8	136	41	177	207
生活関連サービス業・娯楽業	362	3.5	179	32	211	151
教育・学習支援業	149	1.5	70	11	81	68
医療・福祉	584	5.7	387	36	423	161
複合サービス業	31	0.3	26	2	28	3
サービス業(他に分類されないもの)	627	6.1	426	44	470	157
公務	0	0.0	0	0	0	0
合計	10,205	100.0	6,419	702	7,121	3,084

(注) 過年度分のみでの申告法人を除きます。

(13) 令和5年度資本金等別法人社数

(単位:社)

資本金等の区分	社数	構成比 (%)	本店所在法人			支店等 のみ
			単 独	分 割	計	
50億円超、従業者数50人超	90	0.9	2	4	6	84
10億円超～50億円以下、従業者数50人超	43	0.4	0	14	14	29
10億円超、従業者数50人以下	496	4.9	10	6	16	480
1億円超～10億円以下、従業者数50人超	68	0.7	3	25	28	40
1億円超～10億円以下、従業者数50人以下	616	6.0	42	25	67	549
1千万円超～1億円以下、従業者数50人超	99	1.0	17	40	57	42
1千万円超～1億円以下、従業者数50人以下	1,756	17.2	603	181	784	972
1千万円以下、従業者数50人超	33	0.3	11	14	25	8
上 記 以 外 の 法 人	7,004	68.6	5,731	393	6,124	880
合 計	10,205	100.0	6,419	702	7,121	3,084

(注) 過年度分のみの申告法人を除きます。

V. 固定資産税 都市計画税

(1) 納税義務者の推移

(単位:人)

年度	種別 区分	土地のみ	家屋のみ	土地・家屋	償却資産	合計	前年度比
		令和2	個人 464 計 10,027	7,489 829 8,318	88,639 2,650 91,289	621 (18) 2,710 3,331	106,312 6,653 112,965
3	個人 496 計 9,932	9,436 817 8,130	7,313 2,685 92,590	89,905 (20) 2,509 3,133	624 6,507 113,785	100.9% 97.8% 100.7%	
4	個人 478 計 9,777	9,299 864 8,084	7,220 2,785 94,321	91,536 (20) 2,832 3,487	655 6,959 115,669	101.3% 106.9% 101.7%	
5	個人 484 計 9,651	9,167 849 7,961	7,112 2,879 95,750	92,871 (19) 2,912 3,580	668 7,124 116,942	101.0% 102.4% 101.1%	
6	個人 484 計 9,569	9,085 840 7,778	6,938 3,024 96,521	93,497 (18) 2,936 3,646	710 7,284 117,514	100.4% 102.2% 100.5%	

(注) 1.免税点以上のもので集計しています。

なお、償却資産については、大臣又は知事配分の件数を()内に内数で表示しています。

(2) 土地・家屋異動申告件数

(単位:件、()は前年比%)

年		令和元年	2	3	4	5
土 地	異動通知	6,522 (112)	6,167 (95)	6,887 (112)	6,636 (96)	6,725 (101)
	分筆	1,252 (101)	1,569 (125)	1,005 (64)	1,031 (103)	803 (78)
	合筆	255 (77)	429 (168)	273 (64)	284 (104)	219 (77)
	地目変換	400 (155)	393 (98)	278 (71)	280 (101)	253 (90)
	その他	231 (98)	198 (86)	204 (103)	246 (121)	184 (75)
	小計	8,660 (110)	8,756 (101)	8,647 (99)	8,477 (98)	8,184 (97)
家 屋	異動通知	6,962 (106)	6,581 (95)	7,577 (115)	7,757 (102)	6,975 (90)
	新築 (マンション除く)	997 (130)	993 (100)	1,050 (106)	909 (87)	881 (97)
	新築 (マンション分)	1,171 (132)	751 (64)	1,253 (167)	1,131 (90)	234 (21)
	増築	57 (178)	53 (93)	59 (111)	32 (54)	36 (113)
	床面積訂正	1 (25)	2 (200)	3 (150)	18 (600)	14 (78)
	分割					
減失	減失	792 (115)	704 (89)	570 (81)	598 (105)	617 (103)
	その他	159 (104)	136 (86)	110 (81)	165 (150)	43 (26)
	小計	10,139 (112)	9,220 (91)	10,622 (115)	10,610 (100)	8,800 (83)
合計	18,799 (111)	17,976 (96)	19,269 (107)	19,087 (99)	16,984 (89)	

(注) 電算上の統計数値により件数把握を行っています。

(3) 土地に関する概要(固定資産概要調書より)

(その1)

年度	区分 種別	地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	提示	平均価格	平均課税	単位当り
						平均価格 (円)	平均価格 (円)	標準額 (円)	最高価格 (円)
令和2	一般田	182,808	338	25,410	25,410	※ 139,716	※ 138,998	※ 138,998	※ 171,000
	田	71,874	227	5,217,318	1,815,509		72,590	25,260	215,500
	一般畑	148,600	348	11,117	11,117	※ 74,245	※ 74,812	※ 74,812	※ 160,000
	畑	120,917	484	8,446,541	2,951,323		69,854	24,408	189,084
	宅地	15,828,707	79,355	1,981,241,426	600,781,030	124,601	125,168	37,955	760,100
	山林	16,958	112	685,109	458,685		40,400	27,048	128,000
	原野	3,289	25	173,526	116,476		52,760	35,414	120,000
	鉄軌道	866,219	738	34,616,155	20,312,967		39,962	23,450	57,366
	複合鉄軌道	11,548	24	948,094	616,301		82,100	53,369	157,059
	雑種地	924,465	2,710	101,302,175	67,822,161		109,579	73,364	611,300
池沼	9,608	5	907,219	592,315		94,423	61,648	99,080	
合計		18,184,993	84,366	2,133,574,090	695,503,294		117,326	38,246	
3	一般田	181,044	332	25,212	25,212	※ 139,079	※ 139,259	※ 139,259	※ 171,000
	田	66,693	208	5,372,346	1,673,139		80,553	25,087	347,259
	一般畑	145,676	333	10,867	10,867	※ 74,557	※ 74,597	※ 74,597	※ 160,000
	畑	120,181	495	8,391,256	2,992,147		69,822	24,897	223,980
	宅地	15,934,702	80,093	2,151,369,963	604,462,047	134,808	135,012	37,934	1,413,081
	山林	16,757	110	710,377	450,423		42,393	26,880	131,000
	原野	3,289	25	175,955	115,591		53,498	35,145	122,548
	鉄軌道	902,702	736	38,901,762	21,264,137		43,095	23,556	66,682
	複合鉄軌道	11,548	24	1,055,247	616,301		91,379	53,369	173,709
	雑種地	890,571	2,619	105,230,033	64,860,657		118,160	72,830	1,128,857
池沼	9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972	
合計		18,282,771	84,980	2,312,176,006	697,062,835		126,467	38,127	
4	一般田	178,771	326	24,876	24,876	※ 139,079	※ 139,150	※ 139,150	※ 171,000
	田	65,934	198	5,284,133	1,720,978		80,143	26,102	340,782
	一般畑	146,656	335	10,944	10,944	※ 74,557	※ 74,624	※ 74,624	※ 160,000
	畑	116,188	470	8,022,354	2,823,815		69,046	24,304	223,260
	宅地	15,915,419	80,504	2,144,132,672	607,591,279	134,808	134,720	38,176	1,370,705
	山林	16,650	109	702,798	448,961		42,210	26,965	131,000
	原野	3,279	24	175,695	115,477		53,582	35,217	122,548
	鉄軌道	902,220	733	38,873,884	21,431,024		43,087	23,754	66,682
	複合鉄軌道	11,548	24	1,053,603	628,403		91,237	54,417	173,709
	雑種地	892,904	2,585	104,404,168	65,202,356		116,927	73,023	1,095,183
池沼	9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972	
合計		18,259,177	85,313	2,303,618,115	700,590,427		126,162	38,369	

(注) 1.免税点以上のもの。田,畑は市街化区域農地と宅地介在農地の合算です。

2.「一般田」と「一般畑」における「提示平均価格」、「平均価格」、「平均課税標準額」、「単位当り最高価格」は、1,000㎡当りの額です。

(その2)

年度	区分		地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税 標準額 (千円)	提示 平均価格 (円)	平均価格 (円)	平均課税 標準額 (円)	単位当り 最高価格 (円)
	種別									
5	一般田		154,296	285	21,501	21,501	※ 139,079	※ 139,349	※ 139,349	※ 171,000
	田		65,069	191	5,311,957	1,633,476		81,636	25,104	340,782
	一般畑		135,312	319	10,081	10,081	※ 74,557	※ 74,502	※ 74,502	※ 160,000
	畑		138,505	491	9,637,767	3,249,147		69,584	23,459	264,920
	宅地		15,965,316	80,873	2,149,103,007	616,621,802	134,808	134,611	38,623	1,370,705
	山林		16,652	107	690,748	441,107		41,481	26,490	108,590
	原野		2,923	22	134,515	89,235		46,020	30,529	122,310
	鉄軌道		902,289	735	38,876,214	21,674,571		43,086	24,022	66,682
	複合鉄軌道		11,548	24	1,053,603	644,845		91,237	55,840	173,709
	雑種地		856,855	2,563	100,757,649	63,755,375		117,590	74,406	1,095,183
	池沼		9,608	5	932,988	592,314		97,105	61,648	98,972
合計			18,258,373	85,615	2,306,530,030	708,733,454		126,327	38,817	
6	一般田		155,676	289	21,658	21,658	※ 139,448	※ 139,122	※ 139,122	※ 171,000
	田		60,932	181	4,660,985	1,460,730		76,495	23,973	352,500
	一般畑		135,035	316	10,024	10,024	※ 74,446	※ 74,233	※ 74,233	※ 160,000
	畑		128,981	467	7,470,095	2,665,705		57,916	20,667	294,110
	宅地		15,976,063	81,209	2,207,984,494	631,776,033	138,068	138,206	39,545	1,462,900
	山林		16,421	103	618,073	405,410		37,639	24,689	107,575
	原野		2,923	22	118,261	81,291		40,459	27,811	117,900
	鉄軌道		902,292	735	40,040,256	22,101,915		44,376	24,495	68,648
	複合鉄軌道		11,548	24	1,091,232	668,466		94,495	57,886	180,551
	雑種地		835,134	2,525	100,910,618	63,212,338		120,832	75,691	1,167,600
	池沼		9,608	5	846,135	584,427		88,066	60,827	92,470
合計			18,234,613	85,876	2,363,771,831	722,987,997		129,631	39,649	

(注) 1.免税点以上のもの。田,畑は市街化区域農地と宅地介在農地の合算です。

2.「一般田」と「一般畑」における「提示平均価格」、「平均価格」、「平均課税標準額」、「単位当り最高価格」は、1,000㎡当りの額です。

(4) 農地に関する概要(固定資産概要調書より)

年度	区分		地積 (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
	種別					
令和2	特定市農	(平28以前参入分)	165,271	608	12,340,180	4,094,951
	特定市農	(平29以降参入分)	12,187	34	419,432	68,572
	一般農地		357,467	740	39,630	36,527
	介在農地		15,349	72	905,449	603,309
	合計		550,274	1,454	13,704,691	4,803,359
3	特定市農	(平29以前参入分)	156,269	584	12,357,857	3,849,538
	特定市農	(平30以降参入分)	10,760	31	276,270	57,564
	一般農地		352,502	717	39,145	36,079
	介在農地		19,862	91	1,130,706	758,184
	合計		539,393	1,423	13,803,978	4,701,365
4	特定市農	(平30以前参入分)	158,405	572	12,073,845	3,858,018
	特定市農	(令元以降参入分)	6,011	13	242,525	24,179
	一般農地		351,633	713	38,913	35,820
	介在農地		17,723	86	991,342	662,596
	合計		533,772	1,384	13,346,625	4,580,613
5	特定市農	(令元以前参入分)	150,406	540	11,258,660	3,639,651
	特定市農	(令2以降参入分)	22,231	41	2,039,036	135,936
	一般農地		315,677	653	34,611	31,582
	介在農地		31,044	105	1,653,628	1,107,036
	合計		519,358	1,339	14,985,935	4,914,205
6	特定市農	(以前参入分)	146,752	525	9,693,437	3,129,573
	特定市農	(以降参入分)	14,996	28	1,217,897	159,520
	一般農地		313,518	646	34,427	31,682
	介在農地		28,417	101	1,222,270	837,342
	合計		503,683	1,300	12,168,031	4,158,117

(注) 課税標準額のみ免税点以上のもので集計しています。

(5) 家屋に関する概要(固定資産概要調書より)

区 分		年 度				
		令和2	3	4	5	6
木 造	棟数 [A]	37,703	37,834	38,272	38,605	38,779
	総床面積 [B] (㎡)	4,251,653	4,268,540	4,331,135	4,366,691	4,386,501
	総価格 [C] (千円)	128,109,654	124,865,637	133,590,219	140,265,386	142,542,266
	提示平均価額 [D] (円)	-	-	-	-	-
	平均価格 C/B [E] (円)	30,132	29,253	30,844	32,122	32,496
	比率 E/D (%)	-	-	-	-	-
	総価格の前年比 (%)	105.3	97.5	107.0	105.0	101.6
非 木 造	棟数 [A]	17,810	17,664	18,046	18,203	18,258
	総床面積 [B] (㎡)	14,033,324	13,967,475	14,320,194	14,444,876	14,477,431
	総価格 [C] (千円)	847,232,401	845,914,823	883,163,291	902,674,277	898,088,908
	提示平均価額 [D] (円)	-	-	-	-	-
	平均価格 C/B [E] (円)	60,373	60,563	61,673	62,491	62,034
	比率 E/D (%)	-	-	-	-	-
	総価格の前年比 (%)	102.4	99.8	104.4	102.2	99.5
合 計	棟数 [A]	55,513	55,498	56,318	56,808	57,037
	総床面積 [B] (㎡)	18,284,977	18,236,015	18,651,329	18,811,567	18,863,932
	総価格 [C] (千円)	975,342,055	970,780,460	1,016,753,510	1,042,939,663	1,040,631,174
	平均価格 C/B [E] (円)	53,341	53,234	54,514	55,441	55,165
	総価格の前年比 (%)	102.8	99.5	104.7	102.6	99.8

(注) 免税点以上のもので集計しています。

(6) 家屋の種類別1㎡当りの平均価格(固定資産概要調書より)

(単位:円)

区 分			年 度				
			令和2	3	4	5	6
木 造	住 宅	農 家	-	-	-	-	-
		専 用	30,887	29,829	31,212	32,397	32,570
		併 用	15,940	15,632	16,040	16,427	16,521
		アパート等	29,578	30,757	36,260	39,323	43,241
造	店 舗 工 場 倉 庫 そ の 他	}	29,002	27,693	29,840	30,362	26,423
			4,446	4,344	4,402	4,537	5,432
			10,231	9,717	9,974	10,283	10,230
平均 価 格			30,132	29,253	30,844	32,122	32,496
非 木 造	住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄 鉄 C	55,435	54,943	55,360	55,825	55,329
		鉄 C	68,494	69,318	70,674	71,330	71,470
		鉄 骨	47,726	47,404	48,590	50,091	49,838
		軽 鉄	32,299	31,499	32,583	33,950	33,269
		ブ ロ ッ ク	21,081	21,012	21,028	21,219	21,334
	そ の 他	鉄 鉄 C	94,828	94,301	88,513	88,949	87,857
		鉄 C	58,428	58,441	58,533	59,282	57,771
		鉄 骨	50,549	50,087	54,323	55,142	53,475
		軽 鉄	18,313	17,833	18,091	18,468	15,247
		ブ ロ ッ ク	11,715	11,842	12,264	12,487	12,293
平均 価 格			60,373	60,563	61,673	62,491	62,034

(注)1.免税点以上のもので集計しています。

2.「事務所・銀行」は、「店舗」で集計しています。

(7) 償却資産に関する概要(固定資産概要調書より)

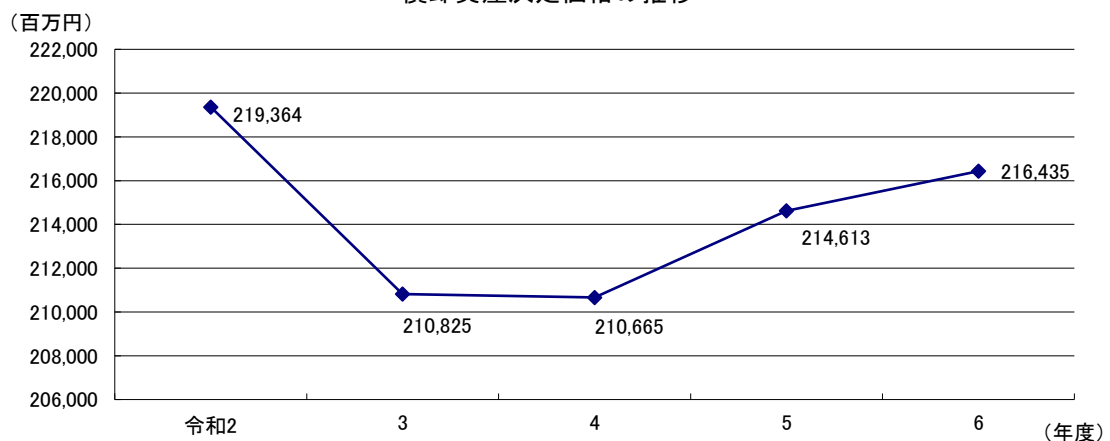
(単位:千円)

年度	種別		構築物	機械及び装置	船舶車両及び運搬具	工具及び器具備品	小計	道府県知事及び総務大臣決定分	合計
	区分								
令和2	決定価格		52,474,796	51,591,018	296,367	37,378,135	141,740,316	77,623,549	219,363,865
	課税標準額		52,304,929	51,137,962	296,367	37,047,496	140,786,754	74,859,875	215,646,629
	内訳	課税標準の特例適用	48,605	126,186	0	167,912	342,703		
		以外のもの	52,256,324	51,011,776	296,367	36,879,584	140,444,051		
3	決定価格		49,042,713	48,989,791	591,090	34,507,852	133,131,446	77,693,329	210,824,775
	課税標準額		48,364,158	48,435,825	589,864	33,668,143	131,057,990	74,775,830	205,833,820
	内訳	課税標準の特例適用	565,752	296,317	1,226	469,197	1,332,492		
		以外のもの	47,798,406	48,139,508	588,638	33,198,946	129,725,498		
4	決定価格		50,216,777	46,480,454	523,979	36,422,791	133,644,001	77,020,674	210,664,675
	課税標準額		50,048,743	46,167,080	523,979	36,057,260	132,797,062	73,973,166	206,770,228
	内訳	課税標準の特例適用	62,402	63,004	0	143,778	269,184		
		以外のもの	49,986,341	46,104,076	523,979	35,913,482	132,527,878		
5	決定価格		53,187,643	46,675,082	286,603	37,107,769	137,257,097	77,355,962	214,613,059
	課税標準額		53,027,652	46,450,765	286,603	36,593,956	136,358,976	74,450,410	210,809,386
	内訳	課税標準の特例適用	61,475	104,485	0	219,006	384,966		
		以外のもの	52,966,177	46,346,280	286,603	36,374,950	135,974,010		
6	決定価格		52,166,648	47,209,020	361,580	38,095,163	137,832,411	78,602,175	216,434,586
	課税標準額		52,015,930	46,972,496	360,575	37,767,788	137,116,789	75,827,033	212,943,822
	内訳	課税標準の特例適用	63,541	112,273	502	156,242	332,558		
		以外のもの	51,952,389	46,860,223	360,073	37,611,546	136,784,231		

(注) 1.免税点以上のもので集計しています。

2.小計欄及び合計欄には調整額を含みます。

償却資産決定価格の推移



(8) 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調(固定資産概要調書より)

区 分		5		6		
		納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)	納税義務者数 (人)	課税標準額 (千円)	
150万円未満のもの		4,714	1,932,106	4,734	1,938,624	
150万円以上 160万円未満のもの		79	122,298	94	145,460	
160万円以上 170万円未満のもの		91	149,877	84	138,357	
170万円以上 180万円未満のもの		66	115,916	81	141,628	
180万円以上 190万円未満のもの		90	166,392	70	129,399	
190万円以上 200万円未満のもの		59	115,268	71	138,479	
200万円以上 300万円未満のもの		532	1,301,562	546	1,342,569	
300万円以上 1,000万円未満のもの		1,389	7,688,510	1,416	7,953,375	
1,000万円以上 2,000万円未満のもの		533	7,481,927	544	7,676,854	
2,000万円以上 3,000万円未満のもの		216	5,254,963	197	4,853,010	
3,000万円以上 1億円未満のもの		310	16,476,596	322	16,534,391	
1億円以上のもの		215	171,936,077	221	173,890,300	
計		8,294	212,741,492	8,380	214,882,446	
計の内訳	法第389条 関係	大臣配分	16	59,751,943	15	59,753,439
		知事配分	4	14,698,845	4	16,073,972

(9) 償却資産の課税標準の特例を受けるもの(固定資産概要調書より)

— 市決定分 —

(単位:千円)

区分		年度				
		令和2	3	4	5	6
納税義務者数		45	45	34	34	37
価 格(イ)		1,296,265	1,584,887	1,116,123	1,283,087	1,048,180
課税標準額(ロ)		342,703	421,961	269,184	384,966	332,558
(イ) - (ロ)	差 額	953,562	1,162,926	846,939	898,121	715,622
	税 額	13,350	16,281	11,857	12,574	10,019

(10) 審査の申出状況

(単位:件)

年度	区 分	審査申出		審査決定				取下げ 件数
		受理件数	件数内訳	件数	却下	棄却	一部容認	
令和2	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
3	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
4	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
5	土 地	0	0筆	0	0	0	0	0
	家 屋	0	0件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	0		0	0	0	0	0
6	土 地	2	4筆	0	0	0	0	0
	家 屋	1	3件	0	0	0	0	0
	償却資産	0	0件	0	0	0	0	0
	計	3		0	0	0	0	0

(令和6年9月1日現在)

(11) 交付金の状況

(単位:円)

区 分		年 度				
		2	3	4	5	6
交 付 金	大阪府	630,847,500	617,304,000	570,121,300	577,001,400	560,288,200
	近畿財務局	10,603,900	10,158,200	9,846,700	9,621,000	9,448,000
	長崎県	-	-	-	-	-
	島根県	446,300	446,300	446,300	447,100	447,100
	岩手県	81,000	84,700	79,200	79,200	81,600
	福岡県	110,200	110,200	99,500	99,500	99,500
	高知県	499,100	499,100	548,500	553,900	553,900
	大分県	45,900	44,500	43,100	42,200	41,000
	沖縄県	142,000	142,000	140,600	140,600	140,600
合計		642,775,900	628,789,000	581,325,200	587,984,900	571,099,900
前年比		99.4	97.8	92.5	101.1	97.1

VI. 諸 税

(1) 軽自動車税(種別割)

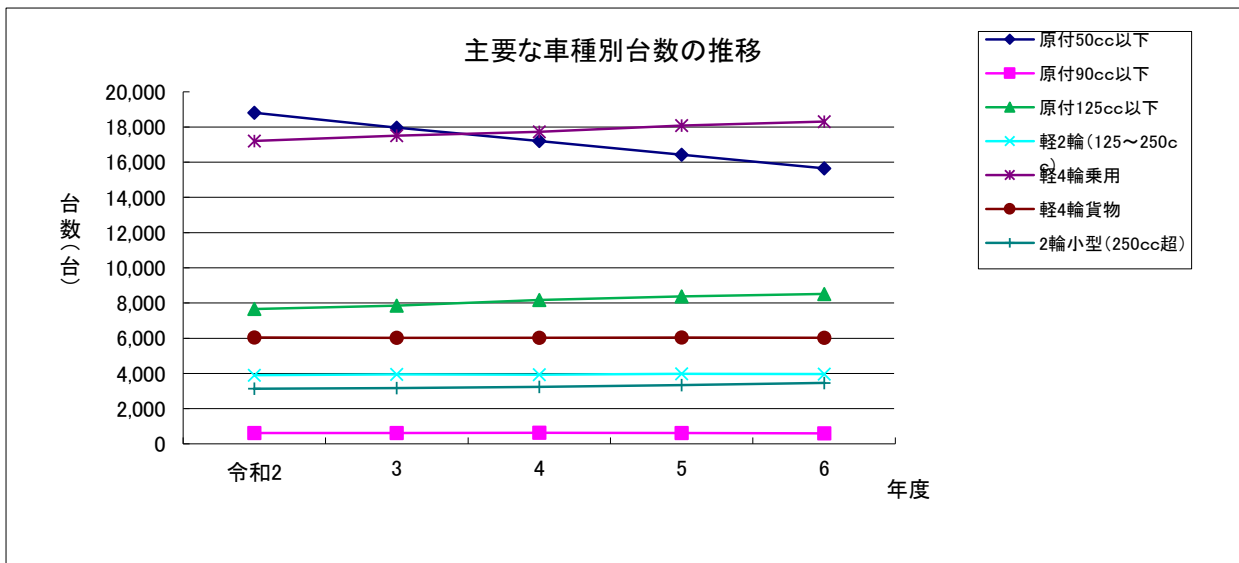
(ア) 令和6年度車種別調定内訳(課税状況調より)

区 分		賦課期日 現在台数 (台) ①	①のうち 非課税台数 (台) ②	①のうち 減免・課税免除台数 (台) ③	課税台数 (台) ①-②-③	税 率 (円)	調 定 額 (千円)		
原動機付自転車	50 cc 以下	15,654	65	124	15,465	2,000	30,930		
	特 定 小 型	47	0	0	47	2,000	94		
	90 cc 以下	596	5	0	591	2,000	1,182		
	125 cc 以下	8,518	53	18	8,447	2,400	20,273		
	ミニカー	162	0	1	161	3,700	596		
	小 計	24,977	123	143	24,711		53,075		
軽自動車及び小型特殊自動車	2 輪 車	3,956	0	7	3,949	3,600	14,216		
	3 輪 車	0	0	0	0	3,100	0		
	3 輪 車(新税率分)	0	0	0	0	3,900	0		
	3 輪 車(重課分)	0	0	0	0	4,600	0		
	3 輪 車(75%軽課分)	0	0	0	0	1,000	0		
	3 輪 車(50%軽課分)	0	0	0	0	2,000	0		
	3 輪 車(25%軽課分)	0	0	0	0	3,000	0		
	4 輪 車	乗用	営業用	10	0	3	7	5,500	39
		乗用	自家用	3,730	2	144	3,584	7,200	25,805
	貨物	乗用	営業用	140	0	0	140	3,000	420
		乗用	自家用	775	7	19	749	4,000	2,996
	4 輪 車 (新税率分)	乗用	営業用	11	0	0	11	6,900	76
		乗用	自家用	10,556	3	341	10,212	10,800	110,290
	貨物	乗用	営業用	370	0	1	369	3,800	1,402
		乗用	自家用	3,434	5	27	3,402	5,000	17,010
	4 輪 車 (重課分)	乗用	営業用	6	0	0	6	8,200	49
		乗用	自家用	3,926	1	137	3,788	12,900	48,865
	貨物	乗用	営業用	112	0	0	112	4,500	504
		乗用	自家用	1,199	10	21	1,168	6,000	7,008
	4 輪 車 (75%軽課分)	乗用	営業用	0	0	0	0	1,800	0
		乗用	自家用	71	0	1	70	2,700	189
	貨物	乗用	営業用	0	0	0	0	1,000	0
		乗用	自家用	2	0	0	2	1,300	3
	4 輪 車 (50%軽課分)	乗用	営業用	0	0	0	0	3,500	0
		乗用	自家用						
	貨物	乗用	営業用						
		乗用	自家用						
	4 輪 車 (25%軽課分)	乗用	営業用	0	0	0	0	5,200	0
		乗用	自家用						
	貨物	乗用	営業用						
		乗用	自家用						
農 耕 用		27	0	0	27	2,400	65		
そ の 他		95	2	0	93	5,900	549		
小 計		28,420	30	701	27,689		229,485		
2 輪 の 小 型 自 動 車		3,463	0	6	3,457	6,000	20,742		
合 計		56,860	153	850	55,857		303,301		

(イ) 車種別台数及び構成比の推移(課税状況調より)

(単位:台)

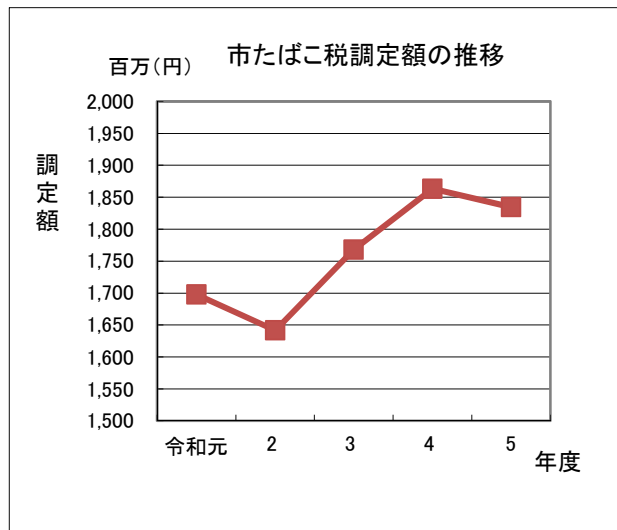
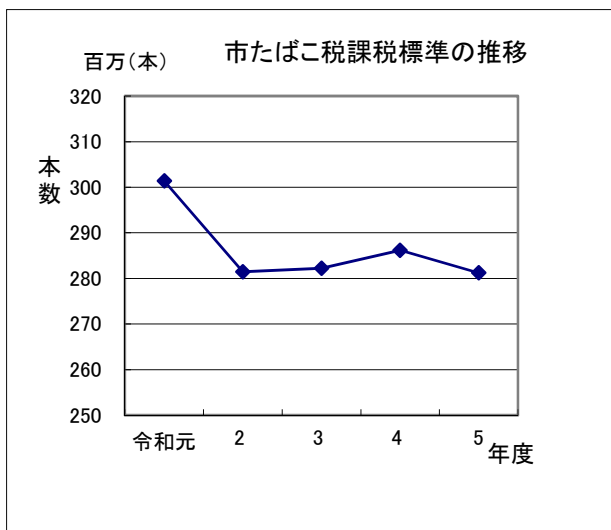
年度	種別 区分	原動機付自転車					軽自動車				小型特殊自動車		2輪の小型自動車	合計
		50cc以下	特定小型	90cc以下	125cc以下	ミニカー	2輪車	3輪車	4輪乗用	4輪貨物	農耕用	その他		
令和2	課税分	18,611		598	7,599	126	3,894	0	16,637	5,938	24	87	3,125	56,639
	非課税・減免・課税免除分	200		19	61	0	8	0	573	100	0	2	6	969
	計	18,811		617	7,660	126	3,902	0	17,210	6,038	24	89	3,131	57,608
	構成比	32.7%		1.1%	13.3%	0.2%	6.8%	0.0%	29.9%	10.5%	0.0%	0.2%	5.4%	100%
3	課税分	17,762		600	7,792	136	3,940	0	16,932	5,931	24	85	3,161	56,363
	非課税・減免・課税免除分	197		15	64	0	7	0	578	90	0	2	7	960
	計	17,959		615	7,856	136	3,947	0	17,510	6,021	24	87	3,168	57,323
	構成比	31.3%		1.1%	13.7%	0.2%	6.9%	0.0%	30.5%	10.5%	0.0%	0.2%	5.5%	100%
4	課税分	17,003		616	8,106	154	3,920	0	17,135	5,942	24	87	3,229	56,216
	非課税・減免・課税免除分	201		12	69	0	6	0	586	90	0	2	5	971
	計	17,204		628	8,175	154	3,926	0	17,721	6,032	24	89	3,234	57,187
	構成比	30.1%		1.1%	14.3%	0.3%	6.9%	0.0%	31.0%	10.5%	0.0%	0.2%	5.7%	100%
5	課税分	16,227		603	8,309	165	3,969	0	17,471	5,953	26	93	3,324	56,140
	非課税・減免・課税免除分	196		7	73	0	8	0	611	87	0	2	6	990
	計	16,423		610	8,382	165	3,977	0	18,082	6,040	26	95	3,330	57,130
	構成比	28.7%		1.1%	14.7%	0.3%	7.0%	0.0%	31.7%	10.6%	0.0%	0.2%	5.8%	100%
6	課税分	15,465	47	591	8,447	161	3,949	0	17,678	5,942	27	93	3,457	55,857
	非課税・減免・課税免除分	189	0	5	71	1	7	0	632	90	0	2	6	1,003
	計	15,654	47	596	8,518	162	3,956	0	18,310	6,032	27	95	3,463	56,860
	構成比	27.5%	0.1%	1.0%	15.0%	0.3%	7.0%	0.0%	32.2%	10.6%	0.0%	0.2%	6.1%	100%



(2) 市たばこ税

区 分		年 度				
		令和元	2	3	4	5
課税標準＝売渡し本数－還付本数(本)		301,375,178	281,487,029	282,268,430	286,168,168	281,245,633
税 率	旧3級品以外 1,000本につき (円)	5,692	5,692 10月から 6,122	6,122 10月から 6,552	6,552	6,552
	旧3級品 1,000本につき (円)	4,000 10月から 5,692				
返 還	本 数 (本)	1,928,297	1,920,997	1,952,340	1,813,333	1,259,866
控 除	税 額 (円)	10,947,190	11,240,745	12,174,058	11,880,945	8,254,633
調 定 額 (円)		1,697,908,805	1,641,485,063	1,767,901,461	1,863,214,817	1,834,498,880
前 年 比 (%)		100.3	96.7	107.7	105.4	98.5
1人当りの課税標準 (本)		806	747	745	751	736

(注) 一人当りの課税標準は、毎年度末現在の人口の合計で除したものです。



(3) 入湯税

区 分		年 度				
		令和元	2	3	4	5
宿泊客	人 数 (人)	0	0	0	0	0
	税 額 (円)	0	0	0	0	0
日帰り客	人 数 (人)	309,884	214,144	194,946	224,997	245,541
	税 額 (円)	23,241,300	16,060,800	14,620,950	16,874,775	18,415,575
課税免除	12歳未満 (人)	53,668	24,013	26,427	87,948	112,242
	学校教育 (人)	0	0	0	0	0
合 計 税 額 (円)		23,241,300	16,060,800	14,620,950	16,874,775	18,415,575

(4) 事業所税

区分	種別	年度	令和元	2	3	4	5
			事業に係る事業所税	資産割	納税義務者数 (件)	415	432
事業所床面積 (A) (㎡)	1,917,607	1,964,978			1,892,768	1,954,502	1,984,605
(A)のうち非課税対象分 (B) (㎡)	329,668	349,018			341,181	387,529	314,012
(A)のうち課税標準の特例対象等に係る控除分 (C) (㎡)	149,261	158,245			154,560	156,606	155,529
減免対象床面積相当分 (D) (㎡)	20,360	21,466			21,466	35,439	139,506
課税標準額 (A) - (B) - (C) - (D) (E) (㎡)	1,418,318	1,436,249			1,375,561	1,374,928	1,375,558
調定額 (千円)	850,921	861,730			825,321	824,941	825,319
事業に係る事業所税	従業者割	納税義務者数 (件)	107	106	113	106	103
		従業者給与総額 (A) (千円)	94,988,307	99,164,870	95,406,439	100,473,450	101,218,867
		(A)のうち非課税対象分 (B) (千円)	6,087,466	6,143,571	5,912,204	6,143,417	6,239,187
		(A)のうち課税標準の特例対象等に係る控除分 (C) (千円)	533,266	247,506	193,707	195,127	207,281
		減免対象相当分 (D) (千円)	234,795	221,498	164,635	169,325	176,978
		課税標準額 (A) - (B) - (C) - (D) (E) (千円)	88,132,780	92,552,295	89,135,893	93,965,581	94,595,421
		調定額 (千円)	220,327	231,096	222,834	234,909	235,835
延べ件数 (件)		522	538	536	523	513	
実件数 (件)		425	438	434	420	417	
合計調定額 (千円)		1,071,248	1,092,826	1,048,155	1,059,850	1,061,154	

(5) 特別土地保有税

平成15年度以降、税制改正により課税停止です。
また、平成19年度以降徴収猶予中の土地はありません。

VII. 納 税

(1) 不納欠損額

(単位:円)

税目		年度		2	3	4	5
		令和元					
市民税	個人	46,984,168	39,215,353	27,599,810	36,352,925	25,568,499	
	法人	2,585,605	6,878,554	3,096,964	1,961,995	3,456,646	
固定資産税		29,411,582	11,196,100	6,658,694	9,883,839	8,368,034	
都市計画税		7,552,037	2,885,853	1,695,374	2,522,907	2,092,936	
軽自動車税		1,950,800	1,799,149	1,533,590	1,095,602	1,031,462	
事業所税		0	0	0	409,978	0	
たばこ税		0	0	0	0	31,785	
合 計		88,484,192	61,975,009	40,584,432	52,227,246	40,549,362	
市税(調定額)に 対する不納欠損率		0.127%	0.089%	0.058%	0.073%	0.056%	

(2) 市税口座振替加入状況

税目 区分 年度	市民税・府民税				固定資産税・都市計画税 (償却資産分を含む)				軽自動車税			
	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)
令和元	全 7,121		738,803,960		全 27,134		3,883,487,900		5,529		14,252,800	
	期 7,263		1,060,145,946		期 19,078		4,858,219,700					
	14,384	29.2	1,798,949,906	20.1	46,212	41.2	8,741,707,600	28.3	5,529	12.9	14,252,800	5.5
2	全 7,133		766,830,476		全 28,500		4,132,234,000		5,628		14,167,500	
	期 7,310		1,169,533,736		期 18,589		4,921,089,030					
	14,443	28.8	1,936,364,212	20.8	47,089	41.7	9,053,323,030	29.8	5,628	13.2	14,167,500	5.3
3	全 7,092		822,687,735		全 29,660		4,244,893,800		5,681		14,622,400	
	期 7,442		1,062,132,261		期 19,078		4,988,714,800					
	14,534	27.6	1,884,819,996	18.7	48,738	42.8	9,233,608,600	29.6	5,681	13.4	14,622,400	5.3
4	全 7,089		889,638,546		全 30,870		4,528,859,100		5,742		14,515,100	
	期 7,590		1,204,101,429		期 19,563		5,891,339,700					
	14,679	26.8	2,093,739,975	20.6	50,433	43.6	10,420,198,800	32.5	5,742	10.2	14,515,100	5.1
5	全 6,881		841,168,341		全 30,356		4,779,899,800		5,693		14,806,600	
	期 7,452		1,034,831,283		期 19,325		6,055,489,500					
	14,333	23.3	1,875,999,624	19.7	49,681	42.5	10,835,389,300	33.2	5,693	10.1	14,806,600	5.1

(つづき)

税目 区分 年度	合 計				手 数 料 (円)
	加入者数 (件)	加入率 (%)	振替済金額 (円)	占有率 (%)	
令和元	全 39,784		4,636,544,660		806,391
	期 26,341		5,918,365,646		(うちゆうちょ銀行分
	66,125	32.4	10,554,910,306	26.3	176,840)
2	全 41,261		4,913,231,976		1,002,600
	期 25,899		6,090,622,766		(うちゆうちょ銀行分
	67,160	32.7	11,003,854,742	27.6	177,270)
3	全 42,433		5,082,203,935		1,024,706
	期 26,520		6,050,847,061		(うちゆうちょ銀行分
	68,953	33.0	11,133,050,996	26.8	179,950)
4	全 43,701		5,433,012,746		1,037,618
	期 27,153		7,095,441,129		(うちゆうちょ銀行分
	70,854	31.2	12,528,453,875	29.5	179,640)
5	全 42,930		5,635,874,741		1,047,374
	期 26,777		7,090,320,783		(うちゆうちょ銀行分
	69,707	29.7	12,726,195,524	30.0	177,560)

(注)

$$1. \text{ 加入率} = \frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{納税義務者数}} \times 100$$

$$2. \text{ 占有率} = \frac{\text{振替済金額}}{\text{収入総額}} \times 100$$

3. 手数料(振替済納付書1件当り)

10円＋消費税(※平成31年4月1日から) ゆうちょ銀行は10円
※平成30年度までは3円＋消費税

4. 全・・・全期前納
期・・・期別納付

5. 軽自動車税(種別割)の振替は、第1期で全額振替

(3) 財産差押状況

年度	種別	前年度からの繰越		本年度行		同左解除 (配当・弁済受領含む)		次年度繰越	
		金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)
令和元	不動産	48,778,345	377	51,710,376	79	40,754,787	59	59,733,934	397
	債権	48,102,911	116	72,260,186	243	79,927,632	228	40,435,465	131
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6,754,779	9	0	0	2,533,000	3	4,221,779	6
	合計	103,636,035	502	123,970,562	322	123,215,419	290	104,391,178	534
2	不動産	59,733,934	397	36,686,507	63	39,952,602	74	56,467,839	386
	債権	40,435,465	131	59,932,311	269	70,102,848	279	30,264,928	121
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	4,221,779	6	0	0	2,242,034	3	1,979,745	3
	合計	104,391,178	534	96,618,818	332	112,297,484	356	88,712,512	510
3	不動産	56,467,839	386	33,686,242	45	33,099,463	124	57,054,618	307
	債権	30,264,928	121	96,041,371	579	84,830,441	533	41,475,858	167
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,979,745	3	0	0	50,000	1	1,929,745	2
	合計	88,712,512	510	129,727,613	624	117,979,904	658	100,460,221	476
4	不動産	57,054,618	307	14,889,539	41	24,524,124	74	47,420,033	274
	債権	41,475,858	167	123,260,961	787	119,661,385	737	45,075,434	217
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,929,745	2	0	0	0	0	1,929,745	2
	合計	100,460,221	476	138,150,500	828	144,185,509	811	94,425,212	493
5	不動産	47,420,033	274	24,649,383	80	22,603,914	64	49,465,502	290
	債権	45,075,434	217	132,003,263	1,144	149,638,371	1,064	27,440,326	297
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,929,745	2	818,941	1	0	0	2,748,686	3
	合計	94,425,212	493	157,471,587	1,225	172,242,285	1,128	79,654,514	590

VIII. 税外収入

(1) 証明・閲覧等の状況

区分		年度	令和元	2	3	4	5		
課税納税証明手数料	金額 (円)		11,612,400	12,153,000	11,800,650	12,949,650	11,583,600		
	窓口・郵送・電子	1件につき (円)		200	250	250	250	250	
		有料 (件)		58,062	47,228	43,093	45,489	38,184	
		(電子申請)					(192)	(1,688)	
		免除 (件)		761	709	620	496	357	
	コンビニ	1件につき (円)			200	200	200	200	
件数 (件)				1,730	5,137	7,887	10,188		
軽自動車税納税証明	免除 (件)		3,248	3,197	3,245	2,760	1,487		
	(電子申請)					(0)	(19)		
評価証明等手数料	金額 (円)		6,326,500	5,936,100	6,461,400	5,677,100	5,345,100		
	評価・公課証明	1件につき (円)		200	200	200	200	200	
		有料 (件)		16,907	15,486	15,198	15,041	15,411	
		(電子申請)					(8)	(50)	
		免除 (件)		2,187	1,648	1,732	1,391	5,946	
	住宅用家屋証明	新築 (41条)	1件につき (円)		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
			有料 (件)		1,460	1,391	1,749	1,261	990
		既存 (42条)	免除 (件)		0	0	0	0	0
			有料 (件)		799	786	877	788	747
	その他の証明	1件につき (円)		200	200	200	200	200	
有料 (件)			42	44	40	26	24		
(電子申請)						(0)	(0)		
	免除 (件)		0	5	0	0	22		
固定資産課税台帳等 閲覧手数料	金額 (円)		174,600	175,500	143,400	124,200	111,900		
	1件につき (円)		300	300	300	300	300		
	有料 (件)		582	585	478	414	373		
	免除 (件)		111	86	61	36	57		
原動機付自転車 標識弁償金	金額 (円)		5,200	4,600	6,400	4,200	3,600		
	1件につき (円)		200	200	200	200	200		
	件数 (件)		26	23	32	21	18		

(注1) 課税納税証明手数料には、コンビニ交付確認試験手数料は含みません。

(注2) コンビニ交付による課税所得証明書発行のサービス開始日は令和2年5月20日です。

(注3) 各種証明の電子申請開始日は次のとおりです。また、表中()書きの件数は内数です。

課税所得証明、評価・公課証明、その他の証明(資産証明、償却資産証明、無資産証明): 令和5年1月23日

各種納税証明: 令和5年3月24日

(注4) 税証明の郵送申請の手数料キャッシュレス方式の開始日は令和6年2月19日です。

(2) 督促手数料及び延滞金等に関する調

(単位:円)

年度 種別	令和元	2	3	4	5
督促手数料	4,319,479	4,097,888	3,744,433	3,633,406	3,815,924
市税延滞金	85,069,388	100,845,398	105,377,525	87,106,021	78,812,741
府民税延滞金	31,565,319	32,560,323	32,724,889	28,897,420	28,058,665
市税加算金	1,100	-	-	2,400	1,600

(3) 個人府民税徴収取扱事務費委託金

()は前年比% (単位:円)

年度 区分	納税義務者数を 基礎とするもの	払込金額 に対するもの	還付金等 に対するもの	計
令和元	540,148,500	344,071	71,691,850	612,184,421 (103.7)
2	551,628,000	188,578	45,519,852	597,336,430 (97.6)
3	557,196,000	185,857	64,266,073	621,647,930 (104.1)
4	566,205,750	148,660	59,031,249	625,385,659 (100.6)
5	576,324,750	183,153	61,248,059	637,755,962 (102.0)

(注) 年度区分は収納月によります。

(4) 市町村交付金調整金

(単位:千円)

年度 種別	令和2	3	4	5	6
市町村交付金調整金	2,575	2,610	2,630	2,646	2,555

水道事業について、平成22年に大阪府水道部から大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）へ移行しました。市町村交付金調整金（以下「調整金」という。）は、平成25年度より、移行に伴い企業団の構成団体に一部に発生する市町村交付金の減収に対応したものです。調整金は、企業団の取水施設等の所在する構成団体に対して交付されますが、構成団体の区域の水道事業を企業団が行う場合は交付対象となりません。

令和6年度版 税 務 統 計

(令和6年11月発行)

編集発行 : 税務部 市民税課

〒564-8550 (個別郵便番号)

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231 (代表)

FAX 06-6368-7344 (税務部専用)

ホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/>



吹田市イメージキャラクター
「すいたん」